

【委員会記録】

丸若委員長

ただいまから県土整備委員会を開会いたします。(10 時 33 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案等】(資料①)

- 報告第4号 徳島県継続費精算報告書について
- 報告第6号 平成 22 年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 徳島空港臨空用地の借り受け者の決定について
- 指定管理者の応募状況について(資料②)

海野政策監補

今議会における県土整備部関係の追加提案につきまして、説明を申し上げます。

説明資料のその2でございますけれども、今回、御審議いただきます案件は、その他の議案等といったしまして、継続費精算報告書並びに資金不足比率の報告についてでございます。

1ページでございますが、一般会計継続費精算報告書でございます。

平成 17 年度から平成 22 年度にかけて継続費を設定いたしました東環状大橋上部工架設事業につきまして、平成 23 年2月定例会におきましてお認めいただきました変更額のとおり、精算したことを報告するものでございます。

次に、3ページでございます。

平成 22 年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第1項の規定に基づきまして、県土整備部が所管いたしております流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の2事業会計につきまして、平成 22 年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。表の資金不足比率の欄に横棒、バーで記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

続いて、4ページでございますけれども、資金不足比率の議会への報告に先立ちまして、同法の規定により、県監査委員による審査をお願いいたしております。その結果、見開きの5ページでございますけれども、資金不足比率審査意見書の「第3 審査の意見」欄にございますとおり、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認めをいただいているところでございます。

続いて、2点、報告をさせていただきます。

資料はお配りしてありませんが、徳島空港臨空用地の借り受け者の決定でございます。

臨空用地につきましては、本県経済の活性化に資することを目的に 10.5 ヘクタールを造成し、段階的に分譲を進めているところでございますけれども、第2期分譲に当たりまして、リース制度の導入、対象業種の緩和等を行い公募しました結果、3社から5区画について、リース制度による申し込みをいただきました。重複する区画につきましては、公募要領に基づき抽選等を実施し、駐車場業の株式会社バルとレンタカー業のニッポンレンタカー四国株式会社を新たに借り受け者として決定いたしました。今後、今回応募のなかった区画につきまして、先着順での募集を行うこととしており、臨空用地が徳島の玄関としてふさわしいものとなるよう、また、空港利用者の利便性の向上が図られますよう、引き続き残る区画の分譲等に努めてまいります。

2点目は、お手元の資料、その1でございますが、指定管理者の応募状況でございます。

県土整備部におきましては、日峯大神子広域公園、文化の森総合公園、蔵本公園、新町川公園、2つ目として、鳴門ウチノ海総合公園、鳴門総合運動公園、3つ目として、富田浜第一駐車場、富田浜第二駐車場、幸町駐車場、4つ目として、借上公共賃貸住宅の4施設グループにつきまして、7月29日付で県のホームページにて募集概要を公表するとともに、希望者に対しまして、募集要項等の配布を行ったところでございます。また、8月19日から23日にかけて、各施設ごとに現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を順次進めてまいりました。去る9月26日をもちまして、申請書類の受け付けを完了したところでございます。まず、1つ目のところにつきましては3団体、2つ目の鳴門ウチノ海総合公園等につきましては1団体、富田浜第一駐車場等につきましては2団体、借上公共賃貸住宅につきましては1団体の申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経まして、11月議会におきまして、指定管理者の指定議案等を御審議いただき、新たな指定管理者を選定したいと考えております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

まず、質問に先立ちまして、このたびの台風15号で被害をお受けになられました皆様に対して、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

災害に関して、3点ほどお伺いをしたいんですが、まず、第1問に入る前に、きょうの地元紙で第4面に報道されておりました、石井町と徳島市との境に存在する加減堰の撤去に向けてこの秋進むということでございます。これができると、石井町や吉野川市の洪水、浸水対策に非常に大きな効果があらわれるわけでございます。大変これ、時間を要しましたがけれども、飯尾川の第2樋門の完成や角ノ瀬のポンプ場の建設、こ

れの完成によって非常に期待されておるわけでございます。いよいよ撤去ということになりまして、今日までの皆様方のお取り組みに対して心から敬意を表する次第でございます。本当にありがとうございました。

そして、次に本論に入るわけでございますが、このたびの台風 15 号によりまして、私の地元におきましても、非常に大きな被害が出てまいりました。吉野川市におきましても、床上、床下浸水が相当発生したわけでございますが、この 15 号の被害額、そして、事前の委員会で重清先生から 12 号の被害額は幾らぐらいになるかというようなお話がございましたけど、ペーパーで先日いただいたんですけれども、この2つの台風による浸水被害、そしてまた、道路であったり、河川であったり、いろんな施設の公共財の被害があったと思いますが、この復旧に当たっての見込み額といいますか、被害額は幾らだったんでしょうか。これをまずお聞きしたい。

津田砂防防災課長

ただいま台風 15 号の被害額の御質問がございました。それと、それ以前の台風 12 号も踏まえた被害額は、どの程度であったかという御質問でございます。

今回、台風 15 号につきましては、9 月 21 日から長期間にわたりまして徳島県に接近し、最終的には近畿を通過しまして、浜松市に上陸したものでございます。今回は非常に強い勢力を保ったまま四国の南海上に北上しましたので、その中で、秋雨前線等を刺激して、非常に大きな雨となったわけでございます。

少し今までの台風と状況が違いまして、今回徳島市から西部にかけまして非常に大きな雨、徳島市内では 599 ミリという大きな雨になっております。また、時間雨量も非常に大きなもので、神山のあたりで 64 ミリということになっております。

今回の施設災害、道路、河川、港湾関係、公共土木施設の災害の被害額でございますが、9 月 29 日現在で 176 件、19 億 1,900 万円でございます。大きな箇所を申しますと、一般国道 193 号線那賀町で 1 億 5,000 万の被害が出ております。合計、道路関係では 114 件、13 億 9,830 万円。また、河川関係では 2 河川出ております。56 件の 4 億 570 万円。また、砂防関係でも 3 カ所、2,000 万円程度出ております。吉野川市関係でお話させていただきますと、吉野川市の市道桑村西谷線というところで、その上下の市道が少し陥没しているということで、これにつきましては 6,000 万円の被害が出ております。また、一般県道では二ノ宮山川線で 2,200 万円程度、そういう状況になっております。

それで、今回の台風 15 号と前回の台風 12 号でございますが、合わせまして台風 12 号が 211 件、19 億 1,840 万円。ただいま台風 15 号申しましたが、176 件の 19 億 1,900 万円となっております。それらの部分で今後、12 号につきましては今月末、国の査定を受けていく段取りで考えております。15 号につきましては、これあくまでも予定なんですけど 11 月末、28 日の週から 1 週間かけて査定を受けていく段取りで考えております。

以上でございます。

樫本委員

それぞれ 19 億、よく似た数字なんですね、これ。重なっているんでないんで、2 つ 19 億 1,900 万と 19 億 1,840 万と、60 万か違わんのやな、これ、偶然。まあ、40 億ぐらい要るんですよ。当初予算では、83 億

6,500 万円余が計上されておるんです。83 億 6,558 万 9,000 円、当初予算で。これの半分ぐらいでいけるんですが、さらに補正を加えなくてはならないというようなことは、今のところないのでしょうか、大丈夫ですか。

津田砂防防災課長

今回、台風の八十数億の予算に対してということで、施設災害につきましては、その中の 56 億が施設災害に係るものでございます。そのうち、当然、人件費等もございますので、54 億余りが今回の施設災害の対象になってきます。両台風合わせまして、それと 12 号以前、6 号から以前のものもでございます。その中で、県の管理する施設災害の予算でございますので、それらを合計しますと現在 249 件、県が絡んでいる施設災害が 249 件、31 億 9,200 万円となっております。したがって、現在当初予算 54 億ということなんで、約 59%程度の状況でございます。

現在のところ、予算額の増減補正も必要ないというふうな状況ですが、今後、まだ 10 月なんで、台風がまたあるかもしれません。したがって、そのときには、やはり補正ということも、今後考えていかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

榎本委員

わかりました。今のところ大丈夫だと、こういうことです。査定はしっかりと受けていただいて、まず認めていただけるように、県費をできるだけ節約して、国費のほうでしっかりと賄っていただけるように、努力をしていただきたい。そして、一日も早く復旧をしていただきたいと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

それから、直轄のほうも被害があったと思うんですけれども、県では直轄の被害の災害復旧であっても負担金が要るということで、2 億円の計上をされていると思うんですけれども、今回の 12 号、15 号で相当いろんなものが傷んでおると思うんですが、那賀川や吉野川の災害復旧に当たって 2 億円で賄われない場合、負担金を超える場合はどういうふうにするのか。それと、どのくらいの被害が出ておったのか教えていただきたい。

津田砂防防災課長

吉野川につきましては、台風 15 号なんですけど、徳島河川国道事務所に確認をいたしました。現在のところ、被災した箇所につきましては、早急な対応が必要なところ是对応しているという状況で、今現在、そういう県が負担金を出すような案件についてはございません。

また、那賀川流域につきましても、長安口ダム周辺の堆積土の排除につきまして、現在、災害復旧事業として関係機関と調整中で、正式な額等はございません。

以上でございます。

榎本委員

ありがとうございました。

被害が少なくてよかったわけなんですけれども、和歌山、また奈良の 15 号台風の被害の中で、流木による 2 次被害というのがあったんですが、木ですから堰堤をすぐに越えて、非常に土砂よりも早いスピードで下流まで達するというので、大きな被害が出ておるといことなんですけれども、これちょっと僕、北海道のほうで以前視察で見かけたんですが、堰堤の下流側に流木の流出防止機能を備えた、鉄骨でつくったさくのようなものを見かけたんですけれども、本県ではこういうのを設けてるところはあんまりないと思うんですが、流木防止施設の設置状況はどんなんでしょうか。

津田砂防防災課長

ただいま災害が起これば、立ち木、杉等が流れ出して下方に被害を与えるということで、それらの防護する施設はないのかという御質問でございます。

ただいま砂防堰堤等につきましては、全県下にコンクリート堰堤を入れてるところでございます。ただ、その中に、スリットダムというのがございます。それを、あくまでも高性能さくつていうんですかね、さくを格子状に組んだものをサイドをコンクリートにしまして、間だけ、流心だけ入れるものでございます。それらが約 60 カ所、県下で実施しております。ただ、入れる場所は上流部が立ち木等で荒廃してる場所、それと、大きな土石流が起こらないような場所、それと、流域、河口、溪流の最下部にはやっぱりちょっと少し入れにくい。それともう一点は、管理をしなければならないんで、溪流のサイドに管理道がつけれるような場所ということで、今現在 60 カ所で行っております。

榎本委員

60 カ所設置されて、あんまり目立たないところにあるので、僕も目にはしてなかったんですけれども、必要なところはされていると、こういうことですね。

徳島は県土の 76% が森林で、特に杉の植林が圧倒的に多いわけなんで、その杉の植林に対して手入れがほとんどされてないのが実情で、だから、細い木がたくさんあって、そして、風に弱い、水に弱いということで、流木の流出というのが非常に心配されるんですけれども、60 カ所できていると、まだまだふやす必要があるんじゃないかなと思います。

それから、流木の 2 次被害として、潜水橋の流出っていうのがある。潜水橋は大体、橋の強度そのものが弱くて流出するんでなくて、大体流木が橋脚に引っかかって、大きな負荷がかかって流れるというのがほとんどだろうと思うんですが、直轄の吉野川なんかでは相当今回も引っかかっておりました。大したことなくて、県の分では潜水橋の流出がなかったんですが、徳島市のほうでは流出があったということで、直轄のほうには、河川の中の大きな柳の木なんかもしっかりとのけていただくように。小さいのは被害がないんですけど、大きいのは 10 メーターぐらいのがたくさん中流域、特に岩津から下流あたり、川島あたりにはたくさんありますので、ぜひ、また要望しておいていただきたいと、こんなふうをお願いしておきます。

それから、次にお伺いいたします。

次は、8 月の徳島発の政策提言において、東海・東南海・南海地震の三連動地震への対応として、防災拠点となる道の駅の整備についてという提言がなされたんですけれども、この内容について、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

長野道路政策課長

ただいま委員のほうから、8月の政策提言での道の駅に関する要望の内容という御質問がございました。

ことしの3月に発生いたしました東日本大震災におきまして、道の駅が自衛隊の活動拠点ですとか、住民の方々の避難場所、こういったものに活用されたと。また、水ですとか食料、トイレなどを提供する場所といったことで、その防災的な機能を十分発揮したといったことがございます。また、自家発電を備えているような道の駅では、停電時も24時間開所できたといったことがございました。

これを受けまして、ことし4月に発足いたしました東海・東南海・南海の三連動地震への対応を検討いたします地震津波減災対策検討委員会、この委員会の中間取りまとめにおきましても、道の駅の有用性といったことが評価されたところでございます。

現在、県内に15カ所、道の駅がございますけれど、多くの道の駅というのは幹線道路沿いにあるといったことで、例えば、大規模災害発生時には救援、救助、また住民の方々の避難場所といったことで利用されることが想定されておりますけれど、現在、国道318号沿いの「どなり」を初めとしまして、幾つかの道の駅というのは避難所といったことで指定されてございます。ただ、その中で防災拠点化されておりますのは、自家発電あるいは非常用の水源を持っております道の駅「日和佐」のみの1カ所となっております。

といったことで、この8月の提言におきましては、国に対しまして、1点は、道の駅に非常用の電源だとか、災害用のトイレあるいは貯水タンクなどの防災機能を付加して、防災拠点化を図ることといったこと。また、2点目につきましては、新たな道の駅の整備促進を図るために、道の駅の登録要件の緩和といった2点を要望してございます。今後はこういった国の理解も得ながら、また、道の駅の設置者でございます市町村とも十分協議しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

榎本委員

道の駅っていうのは避難所にもなるし、そしてまた災害復旧であつたり対策の拠点にもなるということで、非常に有益であるということで、それに目をつけて、県としては、さらに国に対して整備をもっとしていただきたいと、条件緩和をしていただきたいというふうな政策提言がなされました。本当にいいことだろうと思います。少しの設備を補強することによって、本当にすばらしい防災拠点になると思いますので、どうぞひとつ頑張っていたきたいと思います。

発電設備が「日和佐」に1カ所というお話だったんですが、今後、非常用の自家発電を普及していただきたい。設置15カ所すべてにしていくなのに、どのくらいの予算があればできるのか。そして、それをやる気があるのかないのか。ちょっと決意のほどを聞かせてください、予定を。

長野道路政策課長

道の駅につきましては、まず設置者でございます市町村、それと道路管理者、県ですとか国土交通省が一体になって整備してございます。2種類ございまして、一体型と単独型といったことで、三好市にございましてラピス大歩危にあります「大歩危」、それと那賀町にございます「鷺の里」、この2カ所につきましては、地元の市町村が単独で設置した道の駅でございます。

ということで、地元市町村と道路管理者が一体となって整備を進めてございまして、今言っただんなんな防災拠点化といった場合に道路管理者がやるのか、また、道の駅の設置者でございます市町村がやるのかといったこともございますけれど、地元の御要望というのものもあるかと思ひます。避難所にされているところもございまして、その道の駅の規模ですとか、場所といったもので必要となる機能も違つてこよと思ひますので、設置者とともになどいった機能を入れるのがいいのかといったことも含めて、検討してまいりたいと思ひております。

1カ所ごと、どの程度かかるのかといったことは、ちよつと今試算してございませぬので、少しその事業費については、お答えしかねるところでございまして。

以上でございまして。

榎本委員

設置費は大したことはないと思ひます。ポータブルの、20キロか30キロぐらひの発電機を置いて、ちよつと配線したらいいわけで、そんなにからんとと思ひます。電気屋さん前におひりますけれども、大したことはないと思ひますので、ぜひ見積もりをとつていただひて。設置者が市町村だということで、市町村に任せるんじやなくて県もちよつと後押ししていただひて、ちよつとの補助金で防災機能の充実が図れるということで、これはいいということで、国や市町村と県も一緒になつて、ひとつ県が後押しをするような形をつくつていただきたい、こんなふうにおひます。

それから、この道の駅といひますと、県土整備委員会の県外視察で夕張市に行つたんですけども、その道の駅を視察したんですけども、夕張市、御承知のとおり、財政破綻をした市でございまして。それだけに非常に知恵を絞つた道の駅ができておひりました。

どんな道の駅かといひますと、もともと量販店があつたところで、その量販店がクローズして、廃業をして、そして、その後、あひておつたと。それに目をつけた地元の夕張市や商工会議所なんかが一しょに連携して、そして、その空き店舗を活用して、道の駅を実現したと、こひうことであります。どのくらいお金がかつたんですかと尋ねたところ、非常にびつくりするぐらひ安い。ほとんど市は財政負担はなく、いろんないい制度があつて、うまく活用して知恵を出して、地域のコミュニティーや地域の物産の販売、そしてまた、防災の機能も少しはございまして。

こひうことで、徳島県におきまして、これから、ロードサイドで非常に多くの大きな店舗がどんだんあひてきます。これは確実にあひてきますから、ぜひ、安い投資で比較的簡単に、その建物の所有者も新しい活用を求めて、いろんな動き出すだらうと思ひますけれども、なかなかもこひう人口減少下にあつて、商業施設といひるのはあんまり。大体徳島県はオーバーストアになつてますので、これからたくさんあひてきます。遊戯施設もたくさんあひてきますので、割と簡単にできますので、こひうことも考へて、防災機能を少し加へると、もこひは完全に避難所になつたり、拠点になつたりできますので、ぜひ、こひうところにも知恵を使つていただひて、県民の安全と安心につなげていただひようにお願ひをしておきたいと思ひます。

それから、次に、災害関係でもう最後なんですけれども、津波や地震があつて災害が起こるとなひますと、まずとまるのが電気、そして、停電になひますと水道がとまつたり、ガスがとまつたり、インフラに大きな影響が出るとこひうことなんですけれども、その中で、県営住宅の件なんですけれども、受水槽、水の問題です、

飲料水の問題。今回の 3.11 でも、水問題が非常にクローズアップされておりました。自衛隊が給水をしたんですけれども、それで当面はその場をしのいだんですけれども、私が思うのに、県営住宅の受水槽、1階にある場合と建物の屋上に設置してある場合とあるんですけれども、屋上にあるのは、しばらくは水がタンクの中にある間は、ポンプが回ってなくても停電であっても、その受水槽の中の水圧で各戸に給水はできますよね、できると思うんです。1階にある部分、グラウンドにある場合のとき、停電になった、そういう県営住宅において、少しの予算で給水可能になります。というのは、バルブをちょっとつけていただくだけで、給水栓、蛇口を4つか5つか6つか、ずっとこう直列につけていただくだけで、そのタンクの中にある水は給水できるわけですよ。4階、5階、上には水は行きませんけども、上からはおりてきていただかなくちゃなりませんが、当面の急場はしのげるわけですね、飲料水として。

そういうことが考えられるんですが、どういうふうな対策で、そういうことはできてるんですか。どういうふう
にこれ、僕の提案について感じられますか。

黒島住宅課長

今、委員のほうから県営住宅の給水施設につきまして、地上型の受水槽の地震時等の有効活用についての御質問でございますが、まず、県営住宅、委員もお話のとおり、給水、貯水施設といたしましては、防火水槽と受水槽がございまして、それで受水槽を地上に設置をいたしまして、ポンプ等で各戸に給水してる団地は、県営住宅全体で46団地ございますが、そのうち42団地でございます。その42団地のうち今、委員お話しがありました緊急時の取水栓を設置しているのは5団地でございます。それから、発電機やエンジンポンプ等によりまして、停電時でも対応できるような団地が5団地ございまして、地上に受水槽がありながら、そういう緊急用の取水栓がない団地は、全体で31団地という状況でございます。

それで、委員のほうから御提案ございました受水槽への緊急時の取水栓の設置につきましては、被災直後の断水時にとりまして、上水の活用等大変有効というふうにも考えてございまして、技術的にお話のとおり特に問題はございませんが、管理面といいますか、一時的な給水の停止等も考えることもございますので、その辺、各団地の自治会とも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

榎本委員

ちょっと最後、聞きとりにくい。検討するんですか、設置したいとおっしゃったんですか、どちらですか。

(「濁した」と言う者あり)

濁したん。ちょっとはつきり。

(「そこが肝心や」と言う者あり)

黒島住宅課長

検討してまいりたいと。順次、調査等行いまして、団地ごとで受水槽の構造とか形式もございまして、やっぱり給水用に一時的に停止をせないかん場合もあるし、底についているドレーンの活用等、これは衛生上の問題もございますが、その辺それぞれ団地ごとに構造形式も違いますので、調査、検討しまして、可能なものから順次対応していきたいというふうに、検討してまいりたいと考えています。

榎本委員

可能なものから順次対応したいと、こういうことでございますね、了としたいと思います。どうぞ、たくさん、まだ31施設もできてないんですから、しっかりと進めてください。

それから、民間の高層住宅。高層でなくても、まあ3階、4階、5階建てくらいの中層の、低層の住宅でも、そういった同じことが考えられるんですけども、これもやっぱり民間でやってもらわないかん。大家さんにやってもらわないかんのですけれども、ぜひ県として、そういうことの設置を促すような文章でも、設置をしてくださいという、そういう依頼はできないものでしょうか。

海野政策監補

民間へのそういった機能を具備させるということについての御質問でございますが、それに限らず今回、本県におきましても委員会の中でいろいろと津波地震対策につきましては、民間にお願いするものがかかなりいろんなものが出てくるんじゃないかというふうに思っているところでございまして、そういうものを整理いたしまして、できる限り行政だけではなくて、県民あるいは民間事業者に対して、対応できるようなそういったことを整理してお示しをしていきたいと、通知を出してまいりたいというふうに思っております。

榎本委員

ぜひ、そういうお願いをしていただいたら、民間事業者もしっかりしている人はすぐ対応すると思いますよ。そうすることによって、差別化が図られますから。自分のところはそういうときにも強い住宅ですよ、マンションですよということを売りに入居率も上げることが出来ますので、これはぜひ簡単にしたいと思いますよ、できてないところは。そうしないと、市場で生き残っていけないから。そういうところの住宅というのは、どんどん空き部屋が出てくるんですから。そういうことで、一気に進むと思いますので、ぜひ文章を出していただいて要請をしてください。

どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

嘉見委員

県南の高速道路のことで、少しお伺いをしたいと思います。

私も3期済みまして、ずっと知事の所信を聞いておりまして、6月議会と今回、高速道路に対して一言も触れなかったというようなことはあんまりなかったんでないかなと。十何年間しておりますが、高速道路のことについて所信で書いてなかったんがあんまり記憶にないんですが、2回続けて高速道路についてお話がなかったということについて、県土整備部としてはどのようにお考えでございますか。

杉本直轄道路推進担当室長

ただいま6月議会、それから9月議会の所信表明について、高速道路についての内容がなかったという御質問でございますけれども、高速道路っていうのは非常に重要な施設だと考えております。その中で、県土整備部としては、この高速道路について、この前も設計協議が2件まとまったりもしております。そうしたこと

で、提案はさせていただいておりますが、多分いろんな調整の中で外されたものではなかろうかなと考えております。

嘉見委員

どういふことで外されたんかようわかりませんが、何か私が議員になりましてずっと高速道路のことが所信に載っておったなど。十何年やけん五十回ぐらいあったと思うんですが、それが2回続けてなかったんで、何か厳しいんかなと暗い思いをしておるわけですが、今、私も県南から来ておりますが、那賀川に橋がぽつんとかかっておるだけと。何の工事をしておるんかなというふいふ思いがしておるわけですが、大体、例えば、小松島―阿南間ですと幾らぐらいのお金がついて、どのようなことをしておるんかなというふいふ思いで今おるんですが、ちょっとお答えをいただきたい。

杉本直轄道路推進担当室長

四国横断自動車道路の新直轄区間でございますが、現在、事業がどんどん進んでいますのが、小松島から阿南インターの間ということで、この間を集中的に実施しております。それで、その予算でございますけれども、今年度 35 億 4,400 万ということで、ほぼ 10 割近くがこの間に充当されているということでございます。

平田高規格道路課長

高速道路のほうは、割合ニュースが少ないというふいふことでお話があったんですけども、先ほど室長からもちよっとお話をしましたけれども、小松島―阿南間は那賀川の橋ができて、それから立江トンネルも一部仕上がり、今、天王谷のところでどんどん山の中なんですけども仕事をしていると。それから、北側のネクスの区間のほうでございますけれども、鳴門ジャンクションから徳島の間、22 年に用地が全部買えまして、それで現在、本線工事を 100%やっているということで、現在 11 工事ぐらいが進められているような状況にあります。そういう中で、先ほどお話をしましたけども、小松島から阿南間のほうは、立江櫛渚地区の設計協議がまとまり、それから、徳島東から小松島間では大原地区の設計協議がまとまっているというふいふことで、どんどん仕事のほうは一生懸命進めている状況でございます。

（「懸案事項でないじゃ。事業は順調なんじゃ」と言う者あり）

嘉見委員

順調なようには。隣から冷やかさんようにしといってくれるで。

実際に小松島はどこかでしよるんだらうけど、私らが通うところでは見えんわけです。現実に那賀川の橋がかかっとんは見えるんですが、それから北のほうに行っても、岩脇のあたりは今どういふぐあいになるんですか。

杉本直轄道路推進担当室長

新直轄道路の間で、岩脇、私ども上岩脇地区と呼んでおりますけれども、この区間につきましては、設計協議が終わって、この8月から用地交渉に着手しているというような状況でございます。用地交渉に着手して、これが完了したら、また工事へというふうに考えております。

嘉見委員

那賀川橋から南はちょっと用地交渉が難しいやいうんは聞いとるんですが、岩脇のほうはできるわけですか。櫛淵のところは大体圃場整備で用地が残してくれてあるような感じで、お金がどんどんあつたら、すすつと進むような感じなんですか、あれは。何か一つも見えんのよね、正直言うて。どんどんお金が来たら、どんどん進んでいくんですか。

杉本直轄道路推進担当室長

四国横断自動車道につきましては、予算がたくさん来たらどんどん進んでいくかということでございますが、繰り返しにはなりますけれども、今年度用地交渉っていいのですが、先ほどの上岩脇地区、これが8月に交渉に着手したということでございまして、先ほど委員おっしゃられた小松島立江櫛淵地区、これにつきましては、この8月に設計協議の同意ができて、これから用地にかかるといったような状況でございます。

現在のところ、この用地っていうのをどんどん進めていくと。この用地をどんどん進めていかないと、後の工事というのに影響してくるということでございますので、現在のところ、今年度の予算で、できるだけ用地を頑張っていきたいというふうに考えております。

先ほど見えないという話がありましたけれども、それについても、天王谷地区の橋梁工事、それから改良工事、こういったものが現在順調に進んでいるということを御報告しておきます。

嘉見委員

順調に進んでおる、進んでおるはええんやけど、こっちから見よつたらほんまに見えんわけで、ことしに入って日垂から高速道路に10億というお金をいただいたと思うんよね、高速道路に関して。ということは、22%ですか、地元負担金。国からお金が来たら、お金さえあれば何ぼでも地元負担金の分を日垂に出してもろうて進むように思うんですが、来年度だったら大分進むんですか、これ。

杉本直轄道路推進担当室長

どんどんお金が来たら進むのかという御質問でございますけれども、確かに用地交渉というのが今後ネックになってくようかとは思いますが。これからどんどん進めるに当たっては、やはり今回新しく用地交渉に入る区間というのをしっかりと頑張っていくということが必要であるというふうに考えております。用地が確保できましたら次の工事へ移っていくというふうに、順次工事を推進していくということが大切であろうというふうに考えております。

嘉見委員

順調に進んどるということでええんだったら、計画どおり、着工以来 10 年でできるやいうんはできるんですか。

杉本直轄道路推進担当室長

まず、鳴門ー徳島IC間、これがネクスコでやっていただいておりますけれども、これが平成 26 年度。これに続きます徳島JCTー徳島東ICというのが平成 31 年ということでございます。それで、これはネクスコのほうで公表されておりますけれども、基本的に道路はつながっていかないとなかなか効果を発揮しないということで、こうした道路、これにおくれることなく、やってまいりたいというふうに考えております。

嘉見委員

ということは、できるという話でええんですか、31 年。

杉本直轄道路推進担当室長

できるように頑張ってまいりたいと。

嘉見委員

ほな、頑張ってくださいようお願いいたします。

続きまして、その続きの桑野道路については、ことし1億ついて、設計、測量ということで聞いておりますが、これについてどのような見通しを持っておりますか。

杉本直轄道路推進担当室長

桑野道路についての御質問でございますけれども、阿南安芸自動車道、この桑野道路ですけれども、本年4月1日に整備区間に指定されました。それで、全国4カ所の大規模な直轄事業のうちの1つとして採択されております。今年度、1億の予算というのがついております。実は、この7月28日から4地区に分けて、国、県、それから阿南市、この三者の主催によりまして、事業化初めてとなる測量調査のための立ち入りの説明会を開催しました。出席者の方々からは立ち入りの了承を得て、現在、設計協議に向けて、測量作業を行っているところでございます。

この設計を実施して、設計協議がまとまれば、用地交渉、それから工事というふうに進んでまいりたいと考えております。

嘉見委員

進めてまいりたいという何ですが、何か怪しげな雲行きもするようなことも時々聞くわけでございまして、私も少し心配でこんな質問をさせていただいておるわけでございますが、福井道路も早くしていただきたいし、桑野道路も確実に着工の音を立てていただきたいという思いで、阿南まで、日亜化学のところまで来ますと、同時に桑野もできたらいいなという思いでさせていただいておりますので、よろしく願いたいと思います。

それと、55号バイパスの橋から以南、今、トンネル掘ってとまっておるわけですが、あれ以南についてはどうなってますか。

丸若委員長

小休します。(11時26分)

丸若委員長

再開します。(11時26分)

杉本直轄道路推進担当室長

阿南道路の195号までの部分でございますけれども、まず阿南道路でございますが、国道55号のバイパスとしまして交通混雑の緩和、それから交通安全の確保、こういうのを目的にしまして、国により事業が進められております。

現在、小松島市大林町から阿南市津乃峰町までの15.5キロが供用されているという状況でございます。それに続きます津乃峰町西分から橋町、これが国道195号までの約1.7キロメートル、これにつきましては、現在、橋町の市街地を通過する交通を迂回するということで、交通緩和につながるということで、これまでに橋トンネルや195号をまたぐ江ノ浦高架橋の工事並びに用地交渉、これも完了しております、現在ランプ部の工事が進められているという状況でございます。

この195号から南といいますのは、まずはここまでの、先ほど私申しましたこの区間について完了させていただくと。その後、地元協議等々がまだ南へ向いて残っているというふうに聞いておりますが、これに引き続き実施をしていくというふうに聞いております。

嘉見委員

ということは、橋から桑野のほうには、今工事にかかるとということでええんかいな。阿南二中のほうへ上がっていくほうの工事は、かかるとということでええんかいな。これはいつぐらいまでにできるんかいな。

杉本直轄道路推進担当室長

阿南道路で国道195号までのタッチということでございますけれども、この区間、現在、ランプ工事を実施しております。このランプ工事ですけれども、国と県で施工を分担しまして、国の工事におきましては、橋台4基というのを発注して地盤改良が予定されていると。そして、先般8月31日に地元の方々に対して説明会を開催しまして、現在、工事用進入路というのを施工している状況でございます。ここは県と国が共同で分担しておりますので、県の工事につきましても、市の水道の移設というのがございますけれども、それにあわせて年内に発注するというふうに聞いております。

今後も阿南市とも連携しながら、この区間、当初で言いますと平成 24 年度の目標ということでございますので、これに向けて国土交通省に頑張っていただけるように協力してまいりたいというふうに考えております。

嘉見委員

今のタッチから南のほうにも、またよろしくお願ひしたいと思っております。

国の事業が多いわけでごさいます、いろいろと御苦勞をかけると思いますが、よろしくお願ひします。とにか、小松島ー阿南間を素早く仕上げていただきたいという思ひでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいということで終わります。

重清委員

今、阿南の道路が出た。そこから南へ私やほんましてほしいんですけど、道路は後で聞きますんで。

まず最初に、DMV。今、牟岐とかで実証実験に向かって、整備とか進んでおると思いますが、今年度に一応走らす予定と聞いておりますけど、今後の具体的なスケジュール、ちょっと教えていただけますか。

坂本交通戦略課長

DMVにつきましては、道路と線路を両方走行できる新たな乗り物でありまして、その特徴としましては、鉄道網の整備されていない地域への乗り入れが可能であること、鉄道車両に比べて車両自体のコストやランニングコストが低減できること、車両自体が観光資源となり観光振興が期待できることといったことが挙げられます。阿佐東地域におきまして、このDMV車両の導入を目指して、今年度の6月補正予算に実証運行事業に係る経費をお認めいただきまして、現在準備作業を行っているところです。

この実証運行におきましては2段階ございまして、まず走行の安全性を確認するためのデータを収集する夜間走行試験と、次に、一般のモニターに乗っていただいて利便性や効率性を調査するためのデモンストレーション走行を行うこととしております。

現在の状況でございますけれども、実証運行に必要な線路の改修やモードインターチェンジ設置工事などを行っているところです。今後におきましては、工事終了後に現地での工事確認や測量作業などを行いまして、DMVを所有しておりますJR北海道や国などとの協議後、夜間走行試験を実施する予定でありまして、11月の実施を目途に関係者と具体的な日程調整をしております。その後、夜間走行試験で得たデータを整理しまして、その結果を踏まえ、再度、JR北海道や国などとの協議を行いまして、今年度中のデモンストレーション走行の実施ということで、地元町や鉄道事業者など関係者と連携しながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

重清委員

実証運行に向かっていろいろと今から取り組むということですけど、阿佐海岸鉄道も基金で今運営しているんですけど、あそこは今まで地元との協議もし、いろいろ住民の意見も聞き、どうしても必要な鉄道である

と、残したいというんで県もいろいろ御尽力いただいておりますし、これから運営面についていろいろまたお願いもし、協議してもらえないかんですけど、今後県としてあそこは鉄道、私は絶対必要と思いますけど、どういう対策を今考えておるのか。これから考えようとしているのか、4月、来年度に向かって。お聞かせいただけますか。

坂本交通戦略課長

阿佐東線につきましては、南部圏域における広域的な公共交通の1つであるということで、重要という認識のもと、今後とも少子高齢化が進行していくことなども踏まえ、その果たすべき役割というのは一層増大するものというふうを考えております。

そこで、徳島、高知両県、それから地元町、交通事業者、住民代表の方々をメンバーとする阿佐東地域公共交通懇話会におきまして、今後、阿佐東地域の高齢化が一層進むことを考慮した上で、高齢者を初めとする地域住民の移動手段の確保、観光交流促進のための資源としての活用といった観点から、阿佐東線の存続を前提とした阿佐東地域公共交通総合連携計画を策定しておりまして、県としてもその考えを尊重して公共交通フォーラムの開催、JR四国との相互乗り入れ、イベント列車の運行など、さまざまな利用促進策に取り組んでいるところです。

一方、阿佐海岸鉄道の経営を支えてきました基金につきましては、積み立て以降、毎年のように取り崩しが続いておりまして、今年度末にはほぼ枯渇するという厳しい状況に直面しております。このため、昨年度より徳島、高知両県、地元町、阿佐海岸鉄道など関係者で地域における阿佐東線の役割を改めて検証しまして、新しい阿佐東線のあり方について協議を行っているところです。

本県としましては、これらの協議を踏まえながら、阿佐海岸鉄道のさらなる経営改善の努力というのを前提に、地域における鉄道輸送の重要性を初め、地域活性化やにぎわいの創出という新たな役割を担う鉄道として、来年度以降も引き続き阿佐東線が存続できるよう、必要な財政支援の仕組みについて、しっかり検討してまいりたいと考えております。

以上です。

重清委員

存続できるよう、よろしくお願いいたします。

次に、先ほども樫本委員さんが言われたように、台風関係で、ごみですね。今、海南の松原、国の補助対象となる1,000立米以上のごみが堆積うか流れてきて、あれはやってくれるんですけど、ところが、海岸線、もう材木とごみで1,000立米以下のところはどうするのかなと。今見たらもうすごいんですけど、これ、河川、それと港湾の管理と思うんですけど、これについてどのような対策をしようとしているのか、お伺いをいたします。

秋月河川整備課長

委員御指摘のように、台風等による洪水、波浪によりまして、河川から流れ出たごみ、多量に海岸などに流れ着いて、漂着ごみによる景観なんかも大きな問題が懸念される場所ではあります。

言われたように、1,000 立米を超えるものにつきましては、災害関連の大規模漂着流木等処理対策事業というふうなことで、国からの補助を受けて処理を行えるというふうな申請を今行っている。これにつきましては、11 月の中ぐらいから、ごみの撤去には着手できる見込みであろうかというふうに考えております。

それで、小規模な 1,000 立米未満についてということなんですけれども、これもあるんですけど、1つは環境部局のほうでグリーンニューディールというふうな形で、海岸で5カ所ほど処理を行うというふうなことになっております。

それから、さらに少量、これにつきましては、地元の方と協議しながら、また地元の自治体とも協議しながら、県もいろんな協力をしながら、そういうふうな三者でもって、できるだけ適切なごみの処分が行えるようにというふうなことで、そういう協力体制で撤去について検討していきたいというふうに考えております。

重清委員

地元の自治体とか地元の人に協力を仰ぐと。県はどないするんかなって聞いておるんですけど。予算を出すのか人を出すのか。

大体ごみいうんはポイ捨てとかいろいろうて、あれは産業廃棄物やったら、もう自分の土地に捨てようが一発で捕まるんですよ。今言われたように、河川から流れてきたやつが海岸ぶちに来て、そのままほうっておくんか。ここら一体、管理しよる県としては、どういうふうに考えとんか。少なければほうつとくのか。市町村とか県民にやらすんか。県としては、そしたら今からやりますけど、うちらでも、ボランティアで出てくるんですか。そういう体制はできとんですか。今、県南の海岸線すべてですよ、大体が。材木が多うて、あんなもん人の手で運べませんよ。

そういうところは、どういうふうに対策を考えているのか、ちょっと聞かせていただきたいんですけど。

秋月河川整備課長

県内の中でも、いろんな、この協力体制って若干の違いはあるかと思います。

北のほうではボランティア、もしくは地元の方、それから会社なんかでボランティアでごみ、流木なんかの収集をしていただいて、それを運搬していったり仮置きなんかを県がして、その後の処分は県がするとかいうふうな場合もあります。それで、現実には委員がおっしゃるように、やっぱり大きな流木、これなんかはやはり地元の方だけでっていうのは非常に難しいことだと思います。こういうふうな大きな流木、ちょっと人手だけでは難しいようなやつ、これについては県も協力して一緒に処理に当たりたいなというふうに考えております。

重清委員

県も協力してって、市町村に協力を仰ぐんじゃなしに、県が協力するんですか、あれ。実際のほんまの管理はどこですか。県ですか、市町村ですか。

秋月河川整備課長

漂着ごみの処理については、それぞれの、例えば、海岸であると海岸管理者、それから市町村、これが一体になってやるというふうな大きな基本があると思います。ですから、例えば、港湾だと港湾の管理者と地

元なり自治体のほうで協力して行くと。いわゆる建設海岸、これは私どもの所管になりますけれども、これについては海岸管理者、県になりますけど、それと自治体が協力して行こうというふうな大枠が決められておると思います。

重清委員

いや、管理者がどこですかというて聞いたんですよ。県ですか、市町村ですか。今の海岸管理、港湾管理はどっちですか聞いてるんです。

秋月河川整備課長

海岸については、4所ありますけども、建設海岸については県、河川整備課が管理しております。

重清委員

県の管理と思いますけんね、ほなけん、市町村、県民、すべてがボランティアで出てくる。県も今からいろいろ検討してくれると思うんやけど、予算もないんやったら一緒にやりませんか、みんなで。もう何日にやるかもわかつとんよ、5カ所やるんやって。県もそれぐらいやったらどうですかと思うんですけど。朝7時ぐらい、大体出ていくんは。それぐらいやっても取れんですよ、あのごみでは。すごいですよ、台風のは。ほなけん、そこら一度検討していただきたいと思います。

次に、これも一緒ですけど、バラス。これ、骨材の用途をいろいろ見直しとか検討する、先日の本会議で言われておりましたけど、実際、あれからきょうまでの委員会でどのように検討されているのか、まず伺いをいたします。

秋月河川整備課長

先日の一般質問から現在までの進捗ぐあいですけども、これはまだちょっと私どももいろいろ勉強中ということで、具体的にここで申し上げるようなことは今のところございません。

重清委員

今は骨材しか。河川は用途規制がかかつとんですよ。あれを見直しすると何にでも出せる。いろいろ検討してもらわないかんですけど、まず、今堆積しとるバラスをどないするんですか。用途規制して、それで十分活用できるんか。検討するいうんですけど、今やったら私が思うたんは、仮置き場へ出してくれと、設置して出してくれんかと。そこから骨材へ行くんだったら行ったらいいし、その間に県がいろんな用途を考えて使用を決めるんやったら、それでもええんやけど、とにかく今、中にたまつとんを。取りようがないんです。あれをどないするんか。

それだったら、川のたまつとるところを横へ全部寄せていくとか、どんな検討をしてくれるんか。これは検討する気あるんですか、今すぐ。台風まだ来るかわかりませんので。どうですか。

秋月河川整備課長

海部川につきましては、ことしも、特に台風 12 号の豪雨によりまして、たくさんの被害が出ております。それで、その1つの原因として雨量が多かったということも考えられるんですけども、現状の海部川、御指摘のように異常堆積があるということで、これらにつきましては、土砂の河川内での移動整正、これを行うように今も工事を発注しております。今後につきましても、移動整正については速やかにやっというふうに考えております。

重清委員

方法をいろいろ考えてもうて、どないかして外に出してもらわんなら。先日の台風でも国道 193 が通行どめですから。あれはちょっと、今の状況では。

それと今、山に保水力がありませんけん。一遍に来ますけん。今までのあれでいけるんかい見直しを全部してほしい。今まで県が取らさなんだんは河床だからでしょう、ずっと言よったんは。河床心配ありません。何十キロの間でここは減ってます。ほんなん違いますよ。あの河床の見直しもどうですか、していただけますか。今の保水力のない水の量が出てきよる状況の中で。

あれは、今まで問題になっとったんは、どうしてもあれがネックになって取らしてくれん。それで今もずっと取らんとあんなになった状況。住民らみんな不安ですわ。あんだけ水が出てきて。見た目でも思う。わかるでしょう、あんだけ盛り上がとんわ。あれ、どないかならんですか。そこらの見直しもどうですか。

秋月河川整備課長

ことは、先ほど言いましたように、台風 12 号、これ、たくさんの雨量がありました。それから、それに引き続き 15 号もありました。海部川についても河床の状況がかなり変化しておると思います。これらについては、やはり調査をしてまいりたいというふうに考えております。

重清委員

河床の見直しをしてほしい、今の。今までずっと何年、何十年前からやっというやつで、今の水のあれでいけるんかどうか、そこらを。あれがネックですわ。1つ問題はあるんですけど、ここでは言いません。あれをしてほしい。住民がどないしてもおかしいと。あんな河床はないやろうと、全員が言ってますわ。納得できるようにちょっと検討してほしいんやけど、どうですか。

秋月河川整備課長

管理河床については、もう一度勉強、研究をしたいと思えます。

重清委員

よろしく願いいたします。

次に、きょうの徳新に載った1面の、この建築移転の津波防災法案で、特別警戒区域は一定の開発建築は許可せんとかいうてあります。これ県も今、県震災対策推進条例を検討しよるんですけど、これだけしかわからんですけど、内容は。知事に勧告権を与えるということでしょう。これ、今は区域に指定された

場合は、民間というか施設、病院とか社会福祉施設とかああいうのはわかるんですけど、今建つとる個人の家まで勧告やって、ここから建てたらいかん、のけいとうきの財政的な支援とかはどないなとんかな。それもなしに、ただここに建ててはいけません。そこに土地があるんですから、土地はそしたらよそで買えという話でしょう。こういうのを今国が出してきとんですけど、県もいろいろ推進条例考えよるんですけど、そこのところはどういう考えで今おるんですか、建築について。

大貝県土整備部次長

今、本日の新聞記事の建物の移転についての土地利用規制のお話でございました。

実は、私どものほうにも国交省からこの法案についてのことはまだ全然情報としては入っておりませんで、私もマスコミ報道を通じて知ってる範囲しか残念ながら情報がございせん。ただ、これまでもある程度関心を持って情報収集してきたんですけれども、そうした中で、確かに委員今おっしゃられたように、今回の法案については、警戒区域というのと特別警戒区域というのに知事が指定をします。この警戒区域というのは、具体的ではございませんが、1メートルとか2メートルの浸水で家屋が流されないような区域を指すんだらうというふうな情報も入っております。

ここらについては、今おっしゃられたように、病院とか社会福祉施設、これらについては避難計画の作成というものを義務づけるということが言われております。もう一つ、より危ないところについては、特別警戒区域というものを定めるというふうに伺っております。

なお、私が聞き及んだ範囲でございますが、これはどういうふうなイメージかといいますと、例えば、今回東日本大震災で東北地方、具体的に言いますと女川とか南三陸とか、ああいうふうな市街地がほとんど流出してしまったようなところ、そういうところをイメージして、ああいうところでせつかく高台移転というものをやっても、再びこれまでの歴史を見ますと、だんだん低いところにおりてくると。それで、また犠牲に遭うと。そういったようなことを防ぐために、こういったような特別警戒区域というようなものを設定して、再びその被害に遭わないようにしようというようなことを想定したものであるというふうな情報が入っております。

また、被災地以外では、現在市街化されていないような区域で非常に津波の危険があるような区域、そこに市街地ができるとそれは大変なまた被害が起きるということで、そういったような地域を未然に防止するといったような意味もあるというふうに聞いているところでございます。

現在、県におきまして、委員御指摘のとおり、東日本大震災を受けまして震災対策の条例、これは危機管理部が中心に今現在検討しているところでございます。その条例の中にも、その土地利用規制というものも入れていくんだということで、今後この国の法案も見ながら検討していくというふうになっております。

もちろん条例策定に当たっては、今後どうしていくかという具体的なことにつきましては規制することでございますので、県民の皆様の意見というものは広く聴取する。あるいは、当然、県議会での御論議あるいは市町村の御意見と、そういったものを十分お聞かせいただいて、最後詰めていくんだらうなというふうに考えております。

県といたしましては、助かる命を助けるということ、そのためにどういったことをやればいいのかということ、を総合的に考えて、今後対応してまいりたいと、このように考えております。

重清委員

今の宮城とか福島、岩手だけでやるんやったらようわかるんですけど、危ないところに今戻っていったらという状況で、どないかせないかんのかなというんはわかるんですけど、これから、これ見たら、市町村推進計画を作成し、安全な移住地域を確保、市町村がこれせないかんの。県はこういった計画をできるところへ、財源がないのに。これは、今から津波浸水、これ今度出てきますけど、徳島県の場合でちょっと教えてほしいんですけど、この条例、今法案とそれと県がしよるんで、これを県南地域に当てはめる予定はないんですか、当てはめるんですか。

大貝県土整備部次長

もちろんこの法案も条例も当然、県南地域にも該当してまいります。

その場合、先ほども言いましたように、地元の町とか、あるいは県民の皆様の意見を十分聞いて、その地域をどうやって助かる命を助けていくかということについて、十分議論してまいりたいと。その一環として、その条例も機能させ、土地利用規制というようなものも考えていきたいと。具体的なことについては申しわけございませんが、ちょっと法案の内容もまだマスコミ情報以外ございませんし、条例も今後十分そういったことを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

重清委員

県議会の意見も聞いてと思うんですけど、まだまだ意見を言うて、この条例の中に入れてくれる、そういう期間があるか、時期は十分間に合うんですか、これって。

これ当てはめられて、財源もなしに市町村は別のところに土地をつくれと。住民はそこに住んだらいかんような感じのをやられたって、どないせえいうんなどということがある。今の東北も一緒でしょう。ここへ集団移転しませんか言うたときに、インフラ整備は市町村がしなさい。ほやけん無理でしょういう話になつとんやけん。ここに関して、こういうのを当てはめて、全体でここに移転しませんかと。そのかわり、ここの部分は今の補正予算なりで震災対応でやりますというんやったらわかる。今から来るかわからんところの地震対策もそれで全部当てはめらんだったら、予算づけをきっちりした条例をつくってほしい。

集団移転せえ言うんだったら、どこへこれは構えてくれるのか。市町村が構えるのか、県が構えるのか、国が構えるのか。

ただ、勧告で危ないけん、ここに住んだる家は立ち退きなさい、家を建てたらいけません。それで罰金とかこんな科せられてもどうかなというんが現実問題。ただでさえ津波が来る、浸水するいうて、固定資産税も、評価も下がっておりますのに。もう少し震災対策できっちりやってくれるんかなと思うたら、のけいう方向でいいんですか、これって。わかりにくいです。

丸若委員長

小休します。(11 時 56 分)

丸若委員長

再開します。(11 時 56 分)

海野政策監補

県土整備部の域を越えておりますけれども、まず、国のほうでは基本的な枠組みとして、津波に対する法律をつくっていかうということになってます。その際には、先ほど言いましたように、浸水する区域をまず指定する。これはもう指定することになろうかというふうに思ってます。その上で、知事が警戒区域なり、さらに危険な区域については特別警戒区域、レッドゾーンと言われるところでございますけれども、そういったところをすることができるということでございます。

そういった国の大きな枠組み、あと勧告権ございますけれども、大きな枠組みの中で、県において、どのような条例をつくっていくかということになろうかと思います。

一方、国のほうにおいても、当然、代替措置ということで高台に移転するとか、あるいは避難ビル、そういったものに規制をするということになるとその代替の措置が必要になるわけで、当然その予算措置といったものをセットで盛り込むというふうに考えているところで、どのくらいの国費が充当されるかわかりませんが、そういったものがセットでされることではないかというふうに思っておりますし、避難ビルということであれば、税制の優遇だとか、そういったことになるんではないかなというふうに考えているところでございます。

ですから、規制をすれば委員言われるように、何らかの予算制度といったものが国から示されるんではないかというふうに思っております。

一方、地方におきましても、当然それを根拠法といたしまして、条例をつくっていかなければならないというふうに思っています。

ただ、やはり既存の住宅のあるところ、そういったところ、あるいは、なかなか避難の難しいところ、一気に土地利用の規制をするということになると、かなりいろんな面で問題が生じてくると思いますので、そこら辺の時間的な問題も考えながら、どういった措置をとっていくかということについては、今後皆さん方と議論させていただきたいというふうに思っているところでございます。

重清委員

十分、県議会なり地元と協議をしていただいて、これを。これは政策監補が言われたように、財源の裏づけがあるんだったら前に進むかもわからんけど、特別危険区域いうんは、今度調べたあれで出てきますけんね。想定値で、津波の。ほなけん、そこらはもう十分覚悟はしておりますけん。そこへまだ規制をかけるんだったら、どないか本当にしてほしいいうんがありますけん、よろしく願います。

丸若委員長

それでは、午食のため休憩します。(11 時 59 分)

丸若委員長

再開します。(13 時 04 分)

重清委員

あと残り 10 分ですので、簡単に答弁お願いいたします。

昨日も四国で地震があったんですけど、またこういう状況、ちょっと地震が多いし、津波警報も出たら弱るんですけど、また津波警報が出た場合、孤立またすると思うんですけど、孤立対策として、道路は一体どこを考えるとんでしょうか、海陽町で。

長野道路政策課長

ただいま委員のほうから、津波警報が出た場合の孤立対策、特に県南部のことだと思いますけれど、3 月の東日本大震災、このときには県南部で 55 号が 20 キロ余り、21 時間とまったと。特に、海陽町区間が通行どめになったということで、非常に住民の方の生活に御不便をかけたということがございます。55 号は、今の東南海・南海の地震が起こったときに、今の津波の予測で約 2 割ぐらい浸水するだろうと予測されてございます。こうなりますと、県南部、特に各市街地が浸水するといったことで、それぞれの集落が孤立してしまうということが十分想定されてございます。

それで、まずは津波を回避するようなバイパス、これはまず一番だと思ってございますけれど、非常に時間がかかるといったことで、現在、県道あるいは市町村道を含めて、その津波を想定した、津波につからない区間での迂回路の検討を進めてございます。そういった道路をまず今抽出してございますので、その抽出した道路を含めまして、今後地元の市町村とも十分協議しながら、55 号の津波の際の迂回路というのを確保に努めてまいりたいと考えてございます。

重清委員

そうしたら、海陽町で那佐の海岸線が通行どめになったと。そうした場合に、いろいろ考えよるんですけど、今、道はないですね。林道に行き当たる。一番奥まで行っていけるかなという状況ですけど。それと、地震の起きたときは山腹崩壊で、今、林道とかとても無理やろうし、北河内線から海部への線もありますが、あそこも頭から山腹崩壊がありますよという道路でございますので、どこを考えるとんかなというんが、今現実。

それから、北河内線、北河内線言いますけど、この中で通ったことがありますか。あれで普段通行できるか。あそこの道で、地震が起きたときに、あれが避難路としてみんなが活用できる道路かどうか、行ったことある人、ちょっと。

長野道路政策課長

すべての県道ではございませんけれど、いろんな道路は一応見ております。ただ、今、委員からお話ございましたけど、緊急時に使えるのかというお話でございます。南のほうで、55 号が 2 車線で改良済みといったことで、実はこの道路以上に、あるいはこの道路と同等の道路というのは確かにございません。

ただ、そうはいつでも地震の際の津波では必ずつかると予測されてございますので、今ある道路を有効に使って、同等の機能というのはなかなか難しいですけども、少なくとも孤立しないような対策というのはとっていかないといけないだろうと考えておりますので、そういった点で今検討を進めているところでございます。

重清委員

今の道路でしょう、北河内線。あれを同等の道路にするんですか、あの道路を。できますか。

それともう一カ所。浅川のほうの、あそこの通行どめ。牟岐との線がこの間も通行どめになりましたとき、海陽町に入るときにヤレヤレ峠だけです。まあ、193号もありますけど、とめられてる。あの国道はまだまだ整備中ですので。ヤレヤレ峠、4トン車なり、あれ通れますか。対向できますか。ことし、今まででええんやけど、通ったことありますか、避難路としてあそこを。あれ、町の農道か林道と思いますけど。あれも避難路として県と町は検討しよるんですか。

長野道路政策課長

今、55号と同等に改良するののかといった点を含めましてですけど、55号が確かにこれからどんどん改良していかなければいけない道路ということがございますけど、2車線で改良済みの道路、この道路と同等の道路というのをもう一本抜くというのは非常に困難だろうと思っております。ただ、確かに今、委員のほうからお話ございました町道玉笠線だと思いますけど、この道路も4メートルあるいは5メートル程度の道路でございますので、対向できるのかと言われますと確かに厳しい状況ではございます。

ただ、そういった道路も全部含めまして、とにかく県南の道路を一度すべて見直しまして、その中で使っていける道路、使い方を含めてですけど、そういった検討を進めていきたいと考えております。

重清委員

私は皆、とてもやないけど、あそこへ整備で何ぼも予算をかけて今からやって、普通の対向できる道路にして、緊急輸送路として迂回路いうのはなかなか難しいかなと思いますけど、どないかして避難路はつくってもらわないかと。

やっぱり今一番大事なのは本当に地域高規格道路なんですよ。今、日和佐道路できました。本当に便利ですわ。みんな喜んでおります。あれ通るたびに思うんは、この道路があつたら県南、南まで伸びたら全員の人の避難場所あそこできけます。それぐらい逃げる場所も十分あります。あれがほしいんですよ、本当に。

ほなけん、知事もいろいろ積極的に進めてくれてやりよりますけど、線どころか点がないいうんが今の状況です。ほら、阿南から徳島に向かつては、もう何年までにできますいう話で、なかなかええ話やなというて聞かせていただいたんですけど、南は何ぼ運動しても、何やっても事業化にはならんと。いつになったらできるかなと思うんです。知事もやります。地元の住民もぜひともほしいと。県もやる方向でおると思う。県土整備部もやる方向でおるんですけど、何でできんのかないうんが。この津波が一番危ないいうときに、あの道路さえあつたら、あれが町なかのほうへでもおりとつたら全部あそこへ逃げれますわ、本当に。これは、こういう状況でどないかして動かしてくれんかなと思うんです。もう最後に1つ聞かせてほしいのは、一番の理由。いろいろ理由あると思いますが、できん理由。これは知事も今ほしい言よるんですよ。ぜひともつけたいと言よるんですけど、それができんと。これ地元2割負担が要るんですけど、その地元も要るって言よるんですけどね。徳島県は、それでもつかんと。なかなか進まん原因は何かな、一番の。何が原因でつかんのかないうんが。今まで政権担つとつた自民党が選挙で負けてできんのか。今の民主党政権がする気がないんか。予

算がないんか。何が一番大きなネックになっとなかというんが。こんだけ必要な道路と言うたって、なかなか国に届いとらんのかな。国会議員や来たら、いつでもつけそうな話はして帰るんですけど、なかなか事業化さえしてくれんと。35 キロ全部つけえとは思っておりません。どうしても必要な道路をつけてほしいと。これが何ですぐ動かんのかというんが。

最後にちょっとこの道路に対して決意を述べて、必ずやるいう答えがほしいんやけどね。毎回、知事の答弁聞いてもええ答弁はしてくれるんやけどね。なかなかできんなあいうんが。いつになったら、どないしたらできるか。そこらをだれでもええですから、最後、決意を聞いて終わります。

納田道路総局長

今、重清委員さんのほうから県南の道路、高規格道路がなぜできないのかというふうな御質問をいただきました。

私ども知事を初め、地元の皆様、皆気持ちは一緒でございます。一日も早く道路をつくりたいという気持ちに全く変わりはありませんし、これまでもそのつもりで要望活動も行っていました。

その理由というふうなことでございますが、やはり今回の震災でもありましたように、全国同じような状況のところがたくさんございます。私ども東京へ要望に参りましても、本省の課長さん、部長さんの机の上には束のように各地からの要望がございました。やはり同じような悩みを抱えておるといふふうには聞いております。

その中でも、徳島県としては、言い方悪いですが、我田引水、徳島県の県南のためにどうにかできないかというふうなことで、今、首長さんも御協力いただいて一生懸命行っております。

このたび、BバイC、これまでは道路の整備というのはBバイCにかなりハードルが高かったんですが、それも地方の道路、特に防災面での重要性っていうのも加味した点が、今後新しい視点として入りましたので、徳島県にとっては1つの大きなプラス面でないかと思います。この点も含めまして、さらなる要望活動っていうのも進めてまいりたいというふう考えてます。

それと、先ほどの重清委員のお話にございました迂回路につきまして、長野課長からもお話いただきましたが、私どもやはり被災というようなことは避けられないというふうな状況の中で、その被災した方々の生活を守るために、速やかに支援物資を送ったり、復旧活動を行ったりというふうな必要がございます。そのために、国道 55 号、もしこれがやられた場合に、どこの路線が対応可能かというふうな複数の案をいろいろ考えております。やはり、選択肢はこれではなければだめだというふうなところはないと思います。55 号以上に機能の十分充実した道路というのはなかなか難しゅうございます。ただ、それに代わり得る機能のあるものについて1つずつ調べ上げていきまして、その中の隘路、それを1つずつ片づけていって、県民の皆様がいざ発災というときに、安心して生活できるようなルートを複数考えていくべき、それは私どもの役目と考えてますので、そういう面につきましても、あわせて県の責務として考えてまいりたいと思っています。

扶川委員

当初予定してなかったんですけど、私もけさのこの、今、重清議員さんがされとった議論が出ましたので、少し最初にお尋ねしておきたいんですけど、新しい条例について所管するのは危機管理部で今検討しておる

ようですけども、地震、津波を中心においた条例をつくるんだということで、津波だけじゃないんですよ、県条例っていうのは。きのうも中央構造線と関係があるのかもしれないなと私は思いましたが、石井のほうを震源地にする地震がありました。前には和歌山の北部でもありましたよね。これから直下型地震も心配されますし、そもそも南海・東南海、その三連動の地震についても揺れによる被害が東日本と違って相当大きく出るかもしれないということも言われとるわけですね。

そうすると、津波が確実に来るであろう人に対しては、お金を出してでも、財政措置をしてでも移転してもらって命を助けるという対策がとられるのであれば、地震でつぶれるような家に住んでおられるような方に対しても、同じように命を救うためのそれなりの権限を持った知事の対応があっていいと思うんですよ。そのために必要であれば、当然財政措置も要るだろうと思いますね。今住宅の耐震化で一定額、まだまだわずかなものですが、国もお金を出すようになりましたが、低所得者なんかは、そういうお金も出せないからもうつぶれてもいいやというような気持ちで、その家に住まれている方がたくさんあるわけですけどね。こういう人たちに対しても、一定の知事が権限を持って何らかのことをするというような法律や条例ができていいんじゃないかと私は思うんですよ。

そのあたりについて、ちょっと見解をお聞かせください。

丸若委員長

小休します。(13 時 19 分)

丸若委員長

再開します。(13 時 19 分)

大貝県土整備部次長

ただいま扶川委員のほうから、今度つくる条例のことについて、津波以外に地震の対策についても、いろいろ財源措置を講じるべきでないかといったようなお話ございました。

確かに今度の条例は、県が考えておりますのは、津波だけでなく地震の被害といったようなものも想定して、いろいろ対策を講じていくということで、今危機管理部中心に議論がされているというふうに聞いております。

そうした中で、今後どういう具体的な対応がなされていくか、どういう対応をしていく、書き込んでいくかというのは、今後の議論でございます。午前中も私少し申しましたが、基本的に助かる命を助けるんだというために、総合的に何をするか。ハードとソフトの事業の対策の組み合わせという中で、この条例についても、土地利用規制といったような観点から県民の命を助けるということでございますので、そうした総合的なことを勘案して、具体的に一つ一つそのあり方というものを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

津波と違って、なかなかわかりにくいかわかりませんが、例えば、直下型地震ですと断層との関係というものがあるわけですね。だから、外国では断層の上には家を建ててはいけないみたいな規制をしているところもあるやに聞きますけども、そういうことも視野に入れて、どこまでわかっておるかということにもよると思いますけども、既に明らかに断層がむき出しになっているようなところがあるわけでしょう。そういう検討もすべきだと私は思います。そうじゃないと、万一のときには助からないんじゃないかと。それは意見だけ申し上げときますけども。

それとの関係で、住宅の耐震化の耐震リフォームについて、ちょっと先にお尋ねしたいと思います。7月から始まった耐震リフォームの実績、問い合わせ件数と申し込み件数を教えてほしい。

松内耐震化戦略担当室長

6月議会で予算をお認めいただき、7月下旬より募集を始めております新規事業、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業に関する問い合わせ件数と、それと申請状況に関する御質問でございますが、問い合わせ件数については、電話等の問い合わせは非常に多いんではあるんですけども、一件一件、受け付け簿というんで記録を残したものではありませんので、件数自体正確な数字を報告することはできません。

それと、申し込み件数なんですけども、これにつきましては、7月下旬に始めまして、8月、9月と約2カ月過ぎたんですが、現在受理しているのが32件ということになっております。

以上です。

扶川委員

今年度中に500件という目標なんですけれども、これ、この調子でいって見通しはどうですか。

松内耐震化戦略担当室長

予算に計上させていただいてますのが500戸という戸数でございますが、7月下旬に始めましてまだ2カ月しかたっておりませんが、申請状況が32件ということで、問い合わせ件数が非常に多いことから、実際、リフォーム工事着手に至るまでに計画をまとめて、申請書類をそろえて出すというのに大分時間も要しますことから、これから申請がふえてくるものというふうに思っております。

以上です。

扶川委員

地震と関係ない住宅リフォームを経済的な景気対策の観点から建設関係の労働組合なんかが求めてきたわけですが、私はそれも大事だと思いますけれども、この耐震リフォームが一定の戸数に達すれば、これも経済的な効果があると思うわけです。それから、もちろん命、防災上の意義は言うまでもないわけで、この500戸は絶対に達成していただきたい。さらに使いやすい制度にして、来年度は拡充していくぐらいの勢いが無いといけないと思うわけです。

そうすると、今申し込みがあった。それから受け付けをした。それで審査をした。結果として工事されるようになったと。その戸数が上がっていかないと意味がないわけですね。それで、もしそこに何らかの障害が

あって、希望してもこの補助が受けれないというような事態が起こったとしたら、それをちゃんと把握して、制度の改善につなげていかなきゃいけないと私は思うわけです。

それで、特に本会議でも議論したことがあります。低所得者や高齢者がちゃんと利用できる制度になっているかどうかという観点でのチェックが非常に重要なわけです。そのあたり、申請はしたけれども、こういう理由で利用が難しかったというふうなことも含めて、きちんと記録をし、分析をし、次年度の対策に役立てていただきたいんですが、いかがですか。

松内耐震化戦略担当室長

予算戸数 500 戸を目指して、できるだけ多くの方に利用できますよう、市町村にも協力していただける事業ということでやっておりますので、まだ市町村のほうでは、9月議会等で協調しての支援、実施に向けての予算措置とか、9月議会でいろいろ御検討していただいております。今後は関係団体や市町村等との協力、連携強化のもと、より多くの人に利用していただくよう進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、補助を希望したにもかかわらず、断念する人の事情を、どういう理由で断念したか、その辺もちゃんと把握しておいて、今後の制度改正等に反映すべきとの、そういった御意見でございますが、現在、今来てます相談の中で、断念したような方といいますと、経済対策のリフォームというふうな勘違いで、耐震化を要件としているということを知らずして、問い合わせがあったと。耐震化もあわせて必要ですよというふうな説明をしたところ、あきらめたというふうなのがございまして、今後も把握できるものについては、断念した理由等、記録を残していきたいというふうに思います。

また、以後、より多くの人に使っていただける制度に市町村等とも連携しながらしていきたいというふうに思います。

以上です。

扶川委員

住宅の耐震改修ってなると大規模な話になるので、190 万平均とか、何百万となってくるわけですね。平均がそのぐらいかかるんでしょ、190 万ぐらい。それができない人、低所得者の命を助けようというところにこの耐震リフォーム制度の大きな意義があらうかと思うんですよ。ですから、その耐震リフォームからも漏れてしまうと、もう助からないんですよ。私、本会議でも申し上げましたけど、80 万円の工事をして2分の1で 40 万円の自己負担と。その 40 万円の自己負担をできない人はどうするんですかということなんですね。それはどんなふうにお考えですか。

松内耐震化戦略担当室長

このリフォーム支援につきましては、従前の制度よりは大幅に拡充して2分の1、上限 40 万というんで実施を始めたところでございまして、一部市町村においては、この上に 10 万、20 万というふうな上乗せをいただいているところもございます。

ですから、県としましては、始めたばかりの事業、十分制度周知、PRしまして、市町村ともできるところは連携強化を図りながら、より多くの人に利用していただきたいということで、一生懸命推進してまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

市町村がしっかり上乗せをして、場合によったら、例えば、生活保護受給者みたいな方であれば、そもそも自己負担は無理なんですから、限りなく負担がゼロに近づいてくるような、そういう制度設計が要るわけですよ。そういう精神というか考え方をちゃんと持って、収入がない、所得がないから命を落とすなんていうことがないようにしていただきたい。市町村に対しても、上積みを積極的に働きかけていただきたい。もう一回、その働きかけについて、しっかりやるんだということをお答えいただきたいと思います。

貞本県土整備部次長

住宅のほうの耐震化につきましての扶川委員からのいろいろ御提案をいただきました。

特に、松内室長から申しましたように、耐震化につきましては、あらゆる制度を設けまして、全国に先駆けた制度もつくっております、ほかの県からの問い合わせもかなりございます。

また、新たにできました制度をもとに、いろいろ機会あるごとに研修会とか集会の場にも出向きまして、耐震化の必要性、特に建物全体を耐震化いたします耐震改修事業、それから命だけは守るために新たにつくりました安全・安心な耐震リフォーム支援事業につきましても、PRを一生懸命やっているところでございます。

ただ、今現在、耐震診断が大前提となっております、耐震診断が8,000戸を超えて今診断をしているわけでございますが、その耐震診断の数も今後もっと診断を多くしなければなりませんし、また、その耐震診断を受けたら必ず次はそれに基づきます耐震改修、耐震リフォームをどんどんしていただけるというところを基本におきまして、今後とも事業を進めていきたいと思います。

また、制度の内容につきましても、当然あらゆる方が制度を活用できるように、また、市町村の協力を最大限いただけるように、今後とも頑張ったいと思っております。

扶川委員

私どもの会派として前々から主張しておりますように、耐震改修制度についても補助額の上積みというものも今後検討するように要望しておきたいと思っております。

そしたら、次、木南議員さんが取り上げられたジェイテクトの前の冠水。私もあの晩、行きまして、夜中の1時半ごろに名田橋のほうから、南から入り込んだんですが、途中でエンストのおそれを感じまして、Uターンして逃げました。車が入ったらとまってしまうような冠水になるわけです。今回、木南議員さんに本会議で答弁されたように、一部ショートカットをして道路の排水をする対策をとられるということで、前川にかかっている若宮橋のたもとにその排水路をつけるということですが、私もその若宮橋を渡って迂回したんですけども、ただ、これだけでは完全に冠水が排除できるかどうか確実ではないという話も聞いております。だからこそ抜本的な対策が必要なんだと、こういう認識でよろしいですね。

百々道路整備課長

ただいま徳島引田線藍住町の藍住インター前のジェイテクト前の道路の冠水についての御質問をいただきました。

この件につきましては、さきの代表質問で木南委員からの質問に対しましてお答えさせていただいております。道路の冠水、これにつきましては、道路施設は通常の降雨量に対しては排水できる能力で今整備はされておりますが、その流末となります河川が現在、未改修の町管理の河川につながっております。それで、そういったところに排水されているということで、道路だけでは対応し切れないということで、周辺地域を含めた雨水排水網の一体的な整備が必要というふうな形でお答えさせていただいております。

それで、今回の対策につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、その1カ所に集まる流末を下流側にショートカットして排水網を整備しまして、できるだけ冠水の回数を減らすというような対策をとることとしております。それで、抜本的には、今申しましたように、総合内水対策といったものが必要と考えております。

以上です。

扶川委員

前川の断面の説明を受けたところ、河川の担当者に聞けば確実なんでしょうけども、幾ら道路から前川のほうに水を落とす設備がしっかりしたとしても、前川のほうで十分水がはけなければ冠水の根本的解決にはならないと。町と県がまだ改修していない上流の部分が完全に改修されたとしても、もっと下流側での断面に限界があるものですから、そこがある限り、冠水の根本的な解決にはならないのではないかというような見解も聞きました。

そうであれば、別の水路をつくらなきゃいけないわけで、その1つの案が、都市下水的なものではないかというようなお話も聞きました。そういう将来を見据えた対策として、そんなことも考えていかなきゃいけないのではないかと思うんですが、どの課が担当するのかわかりませんが教えてください。

植田下水環境課長

藍住地区における都市下水路の取り組みといえますか、現状でございますが、現時点では藍住町におきましては、都市下水路の事業計画等は予定されておられません。基本的には都市下水路、公共下水路につきましても、町の事業主体でなされるべきものでございます。

以上でございます。

扶川委員

とりあえず今回は緊急の対策で、当面の対策で様子を見るにしても、解決しなかったらどうするんですか。やっぱり町のほうとよく今後協議をしていただかないかと思うんです。流域下水道事業で、分留式で汚水だけ今処理するのに、莫大な費用をかけてやってますよね。しかし、汚水のほうは代案があるんですよ。合併処理浄化槽を推進していけば、それでも処理できるんですよ。しかし、排水の問題は流域下水道推進した

って解決しませんでしょう。何らかの対策を考えていただかないかんわけです。じゃあ、抜本対策っていうのはどういうことが考えられるのか。だれに聞いたらいいのかわかりませんが、教えてください。

植田下水環境課長

全般的な内水対策につきましては、基本的には排水に係りましては、排水先の河川に至るまでは都市下水路なり公共下水道事業の雨水排水事業によるものとなりますし、河川に行くほうにつきましては、河川のほうになるかと思っております。ですから、そういった形で地元自治体におけるその対策、そういったものの検討というものが必要になろうかと思っております。

扶川委員

その地元自治体、藍住町ですね。藍住町と真剣に検討をしていただきたい。そのすぐ近くに今度ゆめタウンができますよね。ゆめタウンができることによる遊水地の減少で、冠水がふえるんじゃないかと心配されておる方もあるわけです。正法寺川に関しても、断面が十分足りてとは思えない。23号台風みたいな大きな台風が来ると、当然みたいに冠水してしまうという被害が出るおそれがあるわけですね。そのあたりをトータルに。

あのあたりは非常に大型店もでき、高速のインターチェンジもでき、藍住全体としてそうですけど、人口も増加し、新しい家もどんどん建ってるわけで、もう少し計画的に排水対策っていうのを長期的な視野で考えていかなければいけないと思うんですが、そのあたりをどんなふうにお考えか。下水環境課だけの話でないとと思うんですが、どなたかお答えいただけませんか。

丸若委員長

小休します。(13 時 39 分)

丸若委員長

再開します。(13 時 40 分)

植田下水環境課長

総合的な内水対策についての今後の取り組みということでございますが、先ほど来、お答えをいたしておりますように、まずは事業主体になります地元自治体の意向によりますところでございますが、私どもといたしましても、地元町とまた協議をしながらということで対応していきたいと考えております。

扶川委員

とにかくしっかり協議をして、ただでさえ線引きのないところで、乱開発で大変だと言われる藍住町ですから、内水被害がこれ以上拡大しないように、だんだん被害が出ているところがおさまっていくように、しっかり協議をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

本来、いろいろやるべきであったことが脱線してやれなくなっちゃったんですけども、この機会に1つだけ聞いておきたいのが、鉄道高架のことで、それから柴川ダムのことがあるんですけども、防災の予算が足りない、国も足りない、県も足りない、市町村も足りない。足りない、足りないの話ばかりの中で、なぜ、750億円もお金をかけて、1時間に3本しか通らない牟岐線を持ち上げて、ほとんど過去に事故の事例もないのに命を守るんだとおっしゃって、私は理解できないです、この事業を推進していく県の姿勢っていうのが。真っ先に、これは削っていくべきだという意見です。しかも、お金が無駄に使われるだけじゃなくて、住民の目から見て、有害な面も幾つも見えてます。

古田さんからも資料をもらいまして幾つか聞いておるんですけど、例えば、私も一緒に運動しましたが、二軒屋駅の東側の住民の方々は、今は線路で守られている住環境が破壊されるということで、猛反対運動をなさいました。それは当然御存じと思うんですけど。

それから、文化の森駅から車両基地への移転先として予定されてるやに聞きます地蔵橋駅の南に至る区間では、空列車がたくさん走るようになって、本数が倍加すると。これの騒音について住民の方が不安を抱いております。

それから、この場合、騒音だけでなく踏切が県管理で4カ所、県道で4カ所、市道で6カ所あって、当然事故の危険も、これ高架されませんから、この区間はふえるわけですね。文化の森駅から徳島駅寄りで便利になったり安全が向上したりしても、文化の森駅から地蔵橋駅の車両基地の方向にかけて、不便になったり危険性が増すのでは何もならんじゃないですか。これで事業効果を考えるのは私おかしいと思うんですけど、どんなふうに。これは費用対効果の議論を前にしたことがあります、そのときは車両基地の位置もはっきりしてなかったんで議論になりませんでしたけど、費用対効果すごく下がると思うんですよ。どんなふうに考えてるんですか。

延都市計画課長

ただいま鉄道高架事業につきましての、なぜ防災予算等で非常に財源が必要な中で高架事業をやっているのかという、高架事業についての必要性についての御質問だと思います。

まず、鉄道高架事業につきましては、事業効果といたしましては、踏切によります交通遮断の解消によります都市交通の円滑化、あるいは踏切事故のない安全な通行を確保していくと。さらには、市街地の一体的な発展によります魅力的なまちづくりを実現していく。さらに、高齢者の方あるいは体の不自由な方にも優しいユニバーサルなまちづくりを推進していくと。さらに、3月11日の東日本大震災もございましたように、都市の防災機能を強化していくっていうのは非常に重要な観点でございます。鉄道高架を実施することによりまして、救急活動の迅速化でありますとか、避難路の確保等についても実現していくのではないかなというふうに考えております。

また、JR側につきましても、鉄道輸送の安全性でありますとか、鉄道輸送の向上、中心市街地の活性化等によります利用者の増加あるいは商業施設の収益増等、総合的な地域振興にも資する事業であるということが必要を感じているところでございます。

扶川委員

今申し上げたように、南のほうは交通遮断が逆にふえるんですよ。安全性も低下するんですよ。一体的な発展っていうのは、住民の方は望んでない方もあるわけですよ。それから、防災機能についてもミニ連立みたいなことをやると、引っかかって通れないところが新たにできてしまうわけですよ。どれとたって論拠がどうもぐらぐら、ぐらぐらしてるんですよ。こういう計画見直しに基づいた費用対効果の見直しっていうのはされましたか。

延都市計画課長

鉄道高架事業の費用対効果についてでございますが、今現在、鉄道事業者、JRさん等ともいろいろと協議を進めております。また、まちづくりを推進します徳島市さんとも、計画素案の取りまとめについて協議を進めているところでございますが、全体事業費につきましても、先ほど委員おっしゃられましたような大きな事業費になっておりますので、その抑制に努めているところでございまして、今事業費全体の抑制作業を進めているところでございます。

費用対効果につきましては、そういった事業費の抑制がされた後に、改めて費用対効果分析マニュアル等を用いまして、検証していきたいというふうに考えております。

扶川委員

事業費抑制の手法としてミニ連立ってようなことが言われてますが、これもう少し具体的に、交通量の調査なんかもされたと思うんですけど、ミニ連立にする区間をどのくらいにすれば、どのくらいの費用が節約できると、そういうふうな、どういう試算になってるか教えてください。

延都市計画課長

ミニ連立に関する御質問でございますが、先ほど申しましたように、全体事業費抑制に向けたいろんな協議、手法について最終的な事業主体でございますJR四国とも協議をしているところでございます。

そのミニ連立をどう採用するか否かというところについては、全体の計画素案が固まった中で公表させていただきたいと考えてございます。

今現状におきましては、ミニ連立を採用するのかもしれないのかということについては、御説明を差し控えさせていただきますと思います。

扶川委員

どうしてそんなに公表するのが遅いのか、私は理解できないんですけど。議会で議論しようにもできないじゃないですか。素案公表まで議論に参加できないじゃないですか。特に、この鉄道高架のことについては、ガードが固すぎると思うんですけど、何で公表できないんですか。

延都市計画課長

先ほども申しましたように、計画素案の今現在取りまとめにつきまして、JRのほうとは技術的な問題あるいは費用負担の問題等について、詳細を協議しているところでございます。

また、徳島市との間においては、まちづくりの実現に向けて、詳細、検討を進めていっておるところでございます。

計画素案につきましては、その後の都市計画決定に向けての作業になってまいりますので、ある程度素案っていいですか、計画が固まった段階で議会等にも御説明させていただき、地域住民、周辺住民にも十分説明していきたいというふうに考えております。

扶川委員

そしたら、素案はいつ出るんですか。

延都市計画課長

現在、関係者でありますJR、徳島市と協議、調整を進めているところでございます。協議が整い次第、公表したいというふうに考えております。

扶川委員

時期としてはいつごろ、見通しておられますか。

延都市計画課長

鉄道高架事業の整備目標につきましては、まずは平成 26 年度に都市計画決定を目指して、今事業の調整を進めているところでございますので、その都市計画決定の時期に向けて、素案を取りまとめていきたいと。できるだけ早期に取りまとめて、議会等へも御説明をさせていただけたらというふうに思っております。

扶川委員

済みません、ちょっとじゃあ勉強不足で申しわけない。都市計画決定の時期っていうのはいつごろなんですか。

延都市計画課長

平成 26 年度内の都市計画決定を目指しております。

扶川委員

ごめんなさい。聞き逃したよね。ということは、26 年度には素案が出るということですね。それに向けて出したいということですね。大分先ですね、そしたらまだ。

じゃあ、ちょっと角度を変えて聞きますけど、今度環境影響評価の調査をやってるということですが、1つの柱が騒音だろうと思います。何しろ倍も走るようになるわけですから。それから、線路に隣接して住家、民家がたくさん建ってますよね。この騒音っていうのは、今現状どのくらいで、それがどのくらいまでの騒音の大きさまで許容しなきゃいけないんですか、住民は。あるいは、ルールとしてですよ。それから、大きさだけの

問題じゃなくて、騒音を聞く時間が延びるんですが、2倍通れば2倍になるわけですが、それも、どこまで受忍しなきゃいけないのか。それは、どういうルールになってるか、教えてください。

延都市計画課長

まず、騒音の時間あるいは現状等についての御質問だったかと思います。

騒音の時間につきましては、回送列車等の運行時間につきましては、当然その時点のJRの運行計画に基づいてまいります。JRの運行計画の中でも、車両の統一でありますとか、いろんな条件によって変わってまいりますので、現時点でどのぐらいの時間帯で回送列車が通るかというところについては、具体的にお答えできるところまで案が煮詰まったものではございません。

あと、現状の騒音レベルでございますが、過去に調査をいたしました。それぞれのいろんな時間帯に調査をしておりますが、線路沿い、車両が走っておるときの騒音についても60台から70デシベル、平均で六十五、六デシベルになるのかなど。当然、周辺の状況ですとかコーナーの状況ですとか、そういういろんなのございますので、個々ばらばらでございます。そういった状況かと思っています。

扶川委員

私は知識がないのでよくわからないんですけど、駅のすぐそばで高速化が図られたために騒音が発生して、うるさいから何とかしてくれってJRに言っていったら、はかりに来て問題ありませんって帰って終わっちゃったって情けないことがあったんですけどね。

そもそも、何デシベルまで受忍しなきゃいけないんですか。あるいは、これ以上超えたらいけないという規制値ってあるんですか。

延都市計画課長

線路の騒音に対する考え方でございますが、過去に環境省のほうから出ております指針によりましては、大規模に改修する場合は現状より改善することという状況でございます。ですから、具体的に何デシベルというような規定はございません。

ただ、鉄道っていうのは広く一般的に個々いろんな状況、個別に違いますので、どういう形の騒音規定、基準を見ていっていかっていうのは、いろいろ各県によって考え方があろうと思いますので、いろいろ勉強していく中で各県の取り組みあるいは考え方を参考に今後検討していきたいというふうには考えております。

扶川委員

現状より改善することというのが指針なんですね。そうすると、大きさが小さくなればいいわけですね。時間が延びてもいいわけですか。

延都市計画課長

騒音規制の考え方は1日の総量でございませんで、その時点での騒音音量でございます。ですから、走る回数が倍になるというのは、騒音規制の考え方にはなからうと思います。それと、現状より改善するというの

は大規模に改修する部分、いわゆる高架部分でございまして、高架部分につきましては、過去の事例を見ましても、上に上げるということで、周辺の騒音レベルというのは下がっているというのが現状でございます。

扶川委員

これ詭弁じゃないですか。徳島駅から文化の森駅までは大規模改修だから、それは騒音が下がるであろう。文化の森駅から車両基地までは音が大きくなっても、環境省の基準には抵触しない。こんなばかな話ないでしょう。当然この鉄道高架に伴って、文化の森駅から地蔵橋の南の車両基地までも、こういう事業をすることによって住民が恩恵をこうむらないかんじゃないですか。被害を受けてどうするんですか。おかしいでしょう、そういう考え方って。そう思いませんか。もう時間がありませんので、それをお答えください。

延都市計画課長

回送区間の騒音関係の御質問かと思いますが、回送区間につきましても、一時期に騒音が高くなるというような状況は、当然現状に対して高くなるというような状況はございません。それと、中心市街地の活性化あるいは鉄道高架によります交通の渋滞緩和等の影響といいますのは、高架しない区間においても、県都徳島の発展という中で、メリットは出てくるものというふうには考えております。

扶川委員

大体考え方は、この騒音に関してはわかりましたけど、それはゆっくり走れば騒音は少なくなりますよね。だから、今と同じダイヤを組めば、その分は変わらないわけですから、それよりもゆっくり走る回送列車であれば、それよりも騒音レベルは低いであろうと、当然そうなりますよね。しかし、騒音の時間は延びますよね。そんなことで住民が納得するわけがないでしょう。おかしいですよ、そんなん。だから、それは詭弁ですよ。数字の操作みたいなもんですよ。こんなことで、この鉄道高架の事業意義があると私は思えません。だから、こういうものこそ、すばっとやめて、そして、そのお金を今本当に喫緊の課題である防災対策に回すべきであるということを意見として申し上げて終わります。

松崎委員

私も何点かお聞きしたいと思うんですが、まず、付託で議案が出されておりました、特に県土整備にかかわる部分の議案としては、13号の県営都市計画事業、それから14号の県単独の道路事業、15号の単独砂防事業、それから県の港湾事業ということになっておるんですが、その中で受益される市、町、もしくは村の負担金ということの議案になっておるんですが、私も県土整備の委員ということで丸々4年あいておりますので、当時議論としては、国の県に対する負担金がでたらめな計算だったと。それは、国が県に負担させる分をなくするか減らせるか、ちゃんとした計算をするべきだという議論をしたことがあるんですが、その後、たまたまかもしれませんが、例えば、平成22年と23年を比べると負担金が若干減っているのかなということもあるんですが、要するに、この受益市町村の負担金の計算方法の仕方などが変更されているということによろしいんでしょうか。

丸若委員長

小休します。(13 時 59 分)

丸若委員長

再開します。(14 時 00 分)

板東県土整備政策課長

受益市町村の負担金の関係についての御質問でございますが、国の制度改正によりまして、維持関係の負担金については取らないという形になっております。それに応じまして、県のほうでも市町村の負担金につきましては、事務費分を取らない形にしております。

長野道路政策課長

道路に関して御説明申し上げますと、まずは国の地元負担、県への負担のことでございますが、制度が変わりまして、維持修繕費に関しましては負担金を取らないといったことで、今年度から県負担がなくなっております。

また、もう一点ですけれども、改築事業系の話ですが、事務費に関しましても負担金が今までは徴収されておったということでございますが、国のほうも工事費だけに負担金を求めるといったことに変わりましたので、県も市町村の負担金につきまして、事務費をのけた部分、工事費の部分について負担金を求めるといったことで計算方法を変えてございます。

道路だけでございますが、負担金は率自身は変わってございません。

もう一点。維持管理につきましては、従来より県の維持修繕費、これにつきましては地元負担金を取ってございませんので、これについては以前と変更ございません。今までどおり、地元負担を取ってないということでございます。

松崎委員

国の負担が下がってきたのに、市町村のほうに行きますと、うちの負担も少なくならんかなと。市町村のほうも財政厳しいんで、そういうことが出てきておりますので、ちょっとお聞きしたんですけども、わかりました。付託の、特に県土整備部の議案については了としたいというふうに思います。

それと、もう一つは、きょう、今回の県土整備部の中で、23 年度の入札契約制度の一部改正をするんだということで資料をいただいて、御説明もいただいたんですけども、これは8月6日の新聞報道なんですけども、県内の建設工事の現場で、実は、徳島県の労働局が調査してみると、53 カ所あった建設現場のうち、労働安全衛生法に違反していたのが 33 カ所。そして、62 件の違反があったと。全体で 62%を超える法令違反があったんだということでございます。

そこで、入札をされる際に、例えば、労災が起こらないような、この違反内容を見ますと、手すりや囲いをしてなかったとか、高いところの作業場の足場のところで転落防止措置が十分でなかったとか、大変多かったということが出てくるんですけども、結果としては、そこで働く建設労働をされる方の労働安全衛生が壊

されておると。しかし、こういった経費っていうのは、恐らく入札の際に必要な経費に含まれているんじゃないかと思うんですよね。そこら辺はどうなんですかね。

七條建設管理課長

ただいま委員のほうから、工事現場におけます安全対策費が必要経費として計上されているのかというふうな御質問をいただきました。

工事現場におけます安全管理につきましては、これは工事を進めていく上では最も基本的な課題でございまして、工事現場の安全確保っていうのは、県土整備部の発注工事におきましても、最優先で取り組んでいるところでございます。

必要経費につきましては、現在工事費を見積もる際に、諸経費の中に共通仮設費というものがございまして、その中に安全費っていうのが盛り込まれておりまして、必要な労働安全衛生法とか諸法令に基づく安全対策っていうのは、工事契約約款、それから土木工事共通仕様書、そういったものの中で、法令遵守という形で明記してございまして、受注者につきましては、そういったものを遵守して、所要な対策を行うことというふうになってございます。

以上です。

松崎委員

ありがとうございました。

当然、労働安全衛生上の対策は現場で働きかけなきゃなんと思うんですが、今回、労働局としては、こういう違反があったんで指導をしたということだろうと思うんですが、対策を要請したということのようだけれども、対策を要請した部分と、もしくは、もし事故があったとして事故隠しているんですか、そういう場合があって、新聞報道なんかも出されたりするんですけども、その際の入札を制限するとかそういう基準はあるんでしょうかね、教えていただけたら。

七條建設管理課長

そういう事故を起こした場合、それから事故を隠した場合に入札を制限する措置はあるかという御質問でございしますが、委員おっしゃってます新聞報道につきましては、7月1日から15日に53の建設現場を重点的に監督して行った結果、62.3%、33現場で労働安全衛生法の違反があったということでございまして、その内訳について、我々のほうでも労働局のほうに確認したところ、その53現場につきましては、うち公共工事現場が35現場というふうに聞いてございまして、そのうち県工事は8現場ということで、県工事の現場としては非常に割合的には小さいということで、県工事がやったうちの62%という数字ではないと、私どものほうでは考えておるところでございます。

それから、入札参加資格の話でございしますが、工事現場におけますそういった安全対策の不備によりまして労災事故が発生いたしまして、それに基づきまして、例えば、労働安全衛生法違反という形で書類送検とか、法人または代表役員等が逮捕、送検されるような事態になりますと、県の入札参加資格の停

止という形で、参加資格停止措置をとらせていただきます。それで、その業者につきましては、入札にしばらくの間は参加できないというふうな対応をさせていただきます。

それと、もう少しそういう書類送検とか起訴まで至らないような小さな安全対策不備とかによって起こりました労災事故につきましては、それぞれの発注機関におきます建設工事審査会におきまして審議いたしまして、例えば、指名不選定とか文書指導だとか、そういった細かな安全指導なんかを行っているところでございます。そのペナルティーにつきましては、そういった状況でございます。

以上です。

松崎委員

さらに、労働局、先ほどの件数では県工事が8件あったというふうなお話で、このときに実施したのが8件だったということでございますけれども、これから、やっぱり年末にかけてといえますか、入札発注工事もふえていくだろうと思うんですね。そういうことから考えていくと、労働局としては県と関係 24 の市町村、さらには建設業協会など 46 団体に、この労災防止対策の徹底を書面で要請したというふうに書いてあるんですが、徳島県として、ここはどこどうされるのか。もともと、例えば、先ほどお話があったように、県工事の中では諸経費という中で、当然やらなきゃいかんことをやってないわけですから、それでは困るわけですが、しっかり指導してもらわないかんと思います。そのところはもうどういうふうな解決策を求めているんですかね。

七條建設管理課長

今後どのような改善指導を行っていくかということでございますけれども、最初にも申しましたとおり、工事現場におけます安全確保につきましては、労働者の生命、身体を守るという基本のお話から、その工事現場周辺での通行をされてる、道路なんかでしたら、そういう事故を防止するというで、非常に重要なことであると考えております。さらには工事の品質確保といった面で非常に大事なことであるということで、従来から工事の安全対策につきましては、先ほど申しましたように、仕様書とか特記仕様書などでその法令遵守を求めているとともに、あと毎月半日以上安全に関する研修訓練の実施を受注者のほうに求めている。そのほかにも、建設工事の安全対策ということで、先ほど事故の具体例にもありました手すり先行足場とか、そういったものについても義務づける、行うなど、さまざまな特記仕様書などによりまして求めてきたところでございます。

今後につきましても、事故の発生を抑えるという観点で、現場監督については、労働基準監督署と合同パトロールを行ったり、それから日々の現場監督の中で、しっかり監督指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、もしそういう事故発生があった場合には、小さい事故につきましても、そういったことが繰り返されないように、各執行機関におきましては事故調査委員会というのを設けておりまして、その中で受注者と、それから発注者の双方が集まって、事故の原因等について分析しまして、そういった再発防止策について協議すると。それから、本庁におきましても、関係課長の間でそういった個別の事故についても再発防止策について個々に協議して、一般にある現場作業員のうっかりミスでは済まないように構造的な問題としてとら

えまして、しっかりした安全対策を行っていくよう今後とも努めてまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

以上です。

松崎委員

ぜひ、公共事業も含めて建設労働にかかわっている人の安全対策については、今後ともしっかりと対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それと、2点目は、県の雨量計の設置状況なんですけれども、今回の台風などでも集中的な豪雨がありましたけれども、県としての設置状況であったり、気象台の設置が何台あるのかとかあるかもしれませんが、そのところはどのような設置になっとなですかね。

津田砂防防災課長

ただいま県管理の雨量観測局の御質問でございます。

現在、県管理の観測局につきましては、砂防防災課、河川合わせまして108ございます。その他、四国山地砂防が18、また地方気象台が10局ある模様でございます。

松崎委員

私のところへ話が来ているのは、実は県の雨量計の中で、太陽光を使った太陽光ソーラーで蓄電をして、そして、データを発信したり、データを提出したりするというふうな機能を持っていると聞いているんですけれども。ただ、例えば、この間、台風がぐりりと一回りして、長時間曇りの日が続いてしまうと。こういうことになると、そのソーラーそのものが日があくものですから、充電が十分できないと。さらには、その雨量計が古くなっているというようなことがあって、データが出ないと。さらには、当然そういうことですから計測不能な状況なども出てくると聞いておるんですが、そういう事実は確認されておられるのでしょうか。

津田砂防防災課長

長期間にわたる台風などによりまして、一部漏電もしくは雷等で部分的に計測不能になる箇所もございますし、メンテナンスの関係で早い時期にメンテナンス不良になってしまう場合もございます。そういうところについては確認し、すぐに対応して整備し、計測を引き続きやることで対応を実施しております。

松崎委員

そしたら、太陽光だけであると先ほど言ったような計測不能の場合が出てきたり、発信ができないと、データが出ないというような場合もあるようですから、何らかのバックアップシステムっていうんですか、何かの対策が必要なんではないかなあということと、その設置された年月日によっては、雨量計そのものが古くなっていると。したがって、もう少し器具を大きくしてもらいたいとか、それから、最近の雨はとにかく集中的な豪雨で、徳島県内の中でも北ではすごい、この間のは台風ぐらいだったけども、南はそうでもない。しかし、北の中でもまた一部のところが集中豪雨であって、なかなか雨量そのものをとらえきれない。そうなったときに、

消防本部のほうは、県と気象台のほうで土砂崩れ注意報とか警報とか出されるんでしょうかね。そういうのと現場との差異、これを何とか回避する方法がないのかということが言われております。

それと、もう一つは、そういった場合に、県と気象台だけでそういう注意報とか警報を出すというシステムじゃなしに、市町村も含めた判断も要るんじゃないかなと。そんな中で、それぞれの地域における土砂崩れ警報などの発令の精度を高めたらどうだろうかという話があるんですが、どうなんですかね。

津田砂防防災課長

まず、太陽光発電によりますバッテリーのメンテナンスの御質問でございます。

まず、雨量局は山の中にございますんで、どうしても太陽光の発電で、バッテリーで電波を飛ばして中継局に流すという状況になっております。その中で、どうしてもそのバッテリーが弱ってきますと、誤動作、簡単なちょっとした電波がやっぱり飛ばなくなってしまうたりする場合がございます。ただ、バッテリー単体で、実は常に 100%太陽で充電するような形になっておるんですが、その時間がゼロになるまでに約 30 日、720 時間までいけるというふうな形になっております。したがって、現状では3日、4日雨天が続きまして、雨量がありましても計測可能なんですが、先ほど申しましたように、やはりバッテリーの劣化が起こる可能性もございますんで、その中で、メンテナンスや点検等をやる。常に、点検また交換等を続けてまいりたいと考えております。

それと、もう一点、土砂災害警戒情報の御質問でございます。

簡単に少し土砂災害警戒情報の流れをお話ししますと、土砂災害警戒情報は、まず大雨警報が出ている際に、気象台と県が共同である一定の雨量、それと土壌雨量指数っていう少し難しいお話がございますが、それらがある一定の値になれば警戒情報を旧市町村単位で出していくというものでございます。

今回、警戒情報が出ますと、まず、気象台のほうからテレビ、ラジオ、または市町村に流します。当然、県からも市町村にその情報を流します。

例えば、平成 23 年度、今回ですけれども、台風 6 号で 19 地区、台風 12 号で 38 地区、台風 15 号で 39 地区、それ以前にも出てますんで、約 100 地区以上、ことは出ている状況です。

それで、御質問のありました、例えば、土砂災害警戒情報を気象台と県と市町村で共同で出せばどうかという御質問であったかと思います。あくまでもハード的なものソフト的なものは、まず気象台が中心となりまして県と共同で出しとるわけでございますが、この状況につきましてはまだ気象台のほうにお話ししておりませんので、当方で考えられるなかなか困難である理由というのは、市町村が入りますとその部分で意思の決定というんですか、まずはそういうホットラインの中で、やはり多く時間がかかる部分が出てきますんで、情報伝達が遅延するのではないかとということが考えられます。それと、ハード面、ソフト面の整備というのが必要になってくるのかなと考えております。

ただ、このお話でございますけれども、あくまでも気象台のほうの対応の案件も多く含まれておりますので、今後、市町村を含めた案件について、気象台のほうにお話ししまして、意見を聞いていきたいと考えております。よろしくお願いします。

松崎委員

ぜひ、雨量計のデータ、それと計測がきちっと届くようにという、そういうメンテナンスをしっかりとやっていただきたいなあというふうに思います。

それと、もう一つは、市町村が実は町村合併でむちゃくちゃ大きくなってますよね。大きくなって地域がある。そうしたときには、先ほど言ったように、集中豪雨で同じ市、町であっても、物すごく降ってるとこと、そんなに降ってないとこの差も物すごく出て、そういう地域事情なども最近特に出てきているわけですから、そんなことも含めて雨量計の整備なんかがいいのか、それとも情報をどう交換していくのがいいのかというのがあろうかと思うんですけれども、ぜひ、しっかり検討をやっておかないと土砂災害等の際に、十分な態勢を消防のほうがとれないというふうな話がありますので、そんな御意見もあったということを踏まえていただいて、御検討をいただければなあというふうに思いました。どうですかね。

津田砂防防災課長

雨量計のシステムにつきましては、あくまでも气象台等の情報データによるものが多くございます。それと、今現在、各市町村におきまして、メッシュごとの細かい数値データ、5キロごとの数値データっていうのが図上で見えるようになっております。それと、雨量計自身は、旧単位ごと以上に現在整備されておりますので、この中である程度のものは見れると思います。ただ、今お話しのございました、いろんな情報データを開示しまして、今後対応できるような部分についても气象台にお話していきたいと考えております。

松崎委員

そしたら話題をちょっと変えますが、私も4年前に、たしか那賀川の整備計画を初めて見たことがあるんですが、那賀川、それから県が管理をする河川の整備計画が出されておまして、那賀川だけでいいますと、岡川があったり大津田川があったり、さらには上流へ行けば長安口ですね、河川などもあったりすると思うんですが、この間、4年前に議会に出たときから、県は財政再建の宣言をしてお金を節約、節約ということなんで、結果的には県管理河川の整備とか改修がおくれてきてるんじゃないかなと。そこらの状況を踏まえて、那賀川整備計画の県の部分の進捗状況をちょっと教えてください。

秋月河川整備課長

那賀川の河川整備計画のうちの県管理の河川の整備状況でありますけれども、整備計画の中で位置づけられている中でも、特に浸水被害の大きかった河川、それから早期に整備効果が発揮できるような河川、そういうことを中心に整備を進めております。

具体的な河川でいいますと、岡川につきましては、堤防整備、河道の掘削を実施しております。それで、文化橋から旧55号までの清水橋、これまでに約1キロ区間について用地取得に努めまして、昨年22年度には大型補償物件の契約を締結するなどというふうなことで進めております。それで、23年度については、築堤それから掘削工を進めるというふうなことを考えております。

それから、あと大津田川。これにつきましても、河道掘削や護岸整備を実施することとしております。今年度につきましては、県道羽ノ浦福井線の上流の右岸側の護岸工、これを実施していくこととしております。

上流の宮ヶ谷川、これも堤防整備を実施することとしておりますけれども、21年に大きな浸水被害が発生しております。それで、地元と協議を行いまして、かさ上げ方式というふうな整備の方式に変えまして、この方式につきまして24年の4月に合意をいただきまして、現在補償交渉を進めるという、こういう状況でございます。

松崎委員

これまでの議会、本会議でも委員会でも出されておりますけど、とにかく、午前中も重清委員のほうからも出されておりましたように、河川整備っていうのが本当おくれれてきている。結果として、それが洪水、災害にながっている部分もあると思いますし、住民の人は道路であったり、農作物であったりの被害などが毎年のように出るということを言われておりまして、大変不満が出ているところでございます。そういう声もしっかり受けとめていただいて、県としては、今後の整備計画を立てていただきたいなということで、この点は要望にしておきたいと思います。

それで、あとは、これは情報としてあるんですが、例えば、那賀川の地震対策をするということで、国のほうで新たに高潮堤防の関係をつくとか、樋門を耐震化するとかいう話もありますし、現在、進めていただいております深瀬町の堤防改築、この工事を進めるということが言われておりますが、その対岸にある加茂町は、テレビなんか新聞なんかでも見られたと思いますが、ずっと無堤地域でございまして、そこに加茂谷中学校があって、1階部分は、まあ言えば浸水を前提にして建てているということで、もうずっと続いて、無堤地域のままになってきております。

今回の台風なんかでも、実は加茂町の前のあたりが加茂谷の農業をする人の基幹的な農地なわけですが、そこはもう大雨が降ると堤防がないわけですからつかってしまう。しかも、ひどかったのは朝もお話がありましたように、イチゴとかチンゲンサイというのはハウス栽培なんですね。そこで、ハウスの上には実は流木が乗っかっていて、私のところに、それをお前、けがするかもしれんけんおろしに來いとまでちょっと言われたりもしたんですけれども。

国のすぐちよっと上、十八女町のところで県管理と国管理に分かれとるものですから、これは国交省の那賀川事務所も責任があるということで、地元の人と国交省なども来られたり、地元の市議員さんも出られて、その流木とか、いろんな流れてきたやつを除去すると、こういう作業をやっているわけなんですけれども。

深瀬の次は加茂であると。さらには持井あたりで、持井の一部のところも無堤地域なんですけれども、国のここは管理のところなんです、情報として具体的にあるのかどうか。さらには、今後のスケジュールなどがわかれば教えていただきたい。

松野流域振興課長

ただいま那賀川に関しまして、2点、御質問をいただきました。

まずは、那賀川の直轄区間である上流部の無堤地区の整備の件でございますが、那賀川は河口から約18キロが直轄区間となっております、現在16キロまでほぼ概成していると。その直轄区間で無堤地区として残っておりますのが、深瀬と加茂などでございます。

現在、深瀬地区で工事が行われておりまして、全体 780 メーター余りのうち、今年度の工事ではほぼ5割程度が完了すると聞いております。この深瀬地区につきましては、平成 25 年の完成を目標に現在整備を進めているというところでございます。深瀬の次には加茂地区の整備を進めるということで、深瀬地区の完了後、速やかに工事着手できるよう検討を進めているところであると、国の那賀川河川事務所のほうから聞いております。

もう一点、さきにございました那賀川の地震対策等で高潮堤防とか樋門の耐震化等の件でございますが、これにつきましては、さきの東日本大震災を踏まえまして、今後発生が予想される南海地震等に対応するため、地震津波対策に早期に取り組むということで計画されておりまして、那賀川の河口から約 2.7 キロ区間、また桑野の河口から 2.6 キロ区間で津波の影響なども考慮した整備について検討するというふうにしております。樋門につきましても、津波遡上が懸念される区間の3カ所にある樋門につきまして、本体の耐震化とともに、ゲートの自動化とか遠隔操作化の検討を進めるというふうに聞いております。

また、現在南海地震を含む三連動について、国のほうで中央防災会議などで検討が進められておりますので、その検討結果を踏まえて検討を進めていくというふうに聞いております。

以上でございます。

松崎委員

25 年を過ぎないと次、加茂に移れないということのようなんですけども、できるだけ早く無堤地域の解消、この那賀川だけでない吉野川の間もあると思っておりますけれども、そういうところをなくして、まずは自然災害から財産を守ったり、命を守るという対応も大変重要ではないかなあというふうに思っておりますので、引き続きの御努力をお願いしておきたいというふうに思います。

それで、あと、午前中にいろいろ桑野自動車道の問題なども出されました。設計協議が整ったと、こういう朗報なども新聞報道で見てるし、報告も受けておるんですけども、全体の、例えば、徳島から阿南間の用地の進捗率は平均にすると 37%。今年度3月の時点だろうと思うんですが、3月末でそういう状況であるということなんですけども、進捗率をもっと早めるためには予算が必要ということになってきて、予算の中では先ほども政権が悪い中とか、だれが悪いんだとかいう話もありましたけども、実は県選出の国会議員とも話を少ししておりますと、予算を一生懸命つけるのは一生懸命頑張ってみるけども、県がついてこれるのかどうか、そういう懸念も最近出ると。それは、財政健全化ということで、できるだけ公債費比率を下げると、借入金を減らしていくということの前提で、県単独のお金がなかなか見つからない中で、どうしてもこれまで借金に頼っていたということからして大きなプロジェクトが次々減っていく中で、事業が県からすると、国が予算つけても県の負担金がなかなかつかないケースも心配されておりました。だから、どうですかね、政策監補。県南に向けての話なんですけれども、しっかり予算確保をしていくという前提に立って、県としては、ここの負担金については、決意のほどを、大丈夫なんじゃないかな。

納田道路総局長

先ほども地域要因、嘉見委員からもお話ございました。

県としましては、県南方向に向けた道路については、今全力で、県の最重点の項目として取り組んでおります。

幸いにもと申しましょうか、今まで国から予算が来過ぎて困ったということがなかなかないかと思っております。ぜひとも直轄事業で予算がつくんでしたら、ほかの事業に先んじて事業を推進というぐらいの覚悟で進んでまいりたいと考えております。

もし、来過ぎて困るというふうな場合がありますら、また御相談させていただけたらと思います。

松崎委員

県土整備部だけではないかもしれませんが。農林水産の土木事業関係も含めて、全体として予算って余ってるんだけど、その消化が悪いというところも聞いておりますので、そのところはあうんの呼吸で頑張っていくしかないのかなというふうに思うところです。

それから、それはそのぐらいにしておいて、これから桑野自動車道が今測量に入って、設計に入っていくわけですけども、桑野自動車道のスタートは日亜さんのところがスタートになる。そして、小野までということになっていくわけですけども、日亜さんの場合は御案内のとおり、LEDの大企業なわけですけども、再生可能エネルギーを促進するために、やっぱりトンネルも多いんですよ、桑野道路の場合。そういうところにLEDの照明、さらには発電機の、地球に優しいような、例えば、太陽光を設置するとか、そういうアイデアも要望しておきたいと思いますし、重清議員から発言がありました防災なり環境なり、しっかり。さらにもう一つ言えば、防災や環境や医療にしっかり配慮したような道路にしていくという、少し特色をつけた道路のイメージをつくっていただければなということを要望として申し上げておきたい。よろしくお願いします。

元木委員

2回の台風の災害発生箇所の復旧等の対応について伺います。

今回の2度にわたる台風で、私の地元の見聞きする範囲でも、例えば、水の丸のイチゴの農家の方がビニールハウス自体も壊れてますし、下も隆起してしまった、地割れしたということで、もう作業ができないというような状況、あるいは県道が寸断されたとか、そんな話もお伺いしているほか、加茂谷川ですとか井内谷川沿いでは河川自体が崩れてしまって生活に困窮しておると。和歌山県でも、現在避難されている方もまだ多く出ていると聞いておるわけでございますけれども、そういったことで、少しでも早く現状復旧というか、もとに戻してほしいというのが基本にありまして、それに加えて、今回あったように、道路沿いに水があふれて、もう通れないような状況ですとか、橋が水に浸水してしまったとか、また、これからさらに大きな台風が来たら、また崩れるんじゃないかというようなところもございまして、その現状復旧以上に対応してほしいというような要望もあるわけでございます。

そういう中で、今回私が皆さんの声を聞いて実感したのは、今回の台風というのは、市町村合併、特にうちの東みよし町、三好市でしたら、五、六年前になるんですけど、市町村合併してから初めての大型台風であったというようなことで、市町村の担当者ですとか、地元の長あるいは市議会議員の方ですとか、振興会長さんとか、そういった核となる方が本当に人が足らなくて、いろんなところから要望を受けるというようなことで、大変な御苦勞をされたんじゃないのかなと思っております。もちろん、県の現場の担当の方もいろいろ

走り回っていただいて御尽力いただいて、それに関しては感謝をしておるんですけども、そういう中で、地元の首長さんなんかとお話ししておりますと、国の補助事業で公共土木施設であれば災害復旧事業というようなことで災害にのせていける分といけない分が出るということと、災害関連緊急事業で地すべり等であれば災害にのらなければ国補のほうに回すとか、いろいろ事業があるようなんですけども、要するに、概成までは災害で見てもらえるけれども、それから以降という2次災害の対策等に関してはもう市町村中心でやってくれというようなこともよく言われたというようなことで、できるだけ市町村の側からすると、国あるいは県のほうで見てもらいたいというような意見がたくさんあったところでございます。

今回は保安林のほうも大分崩れたところもありまして、それはもう林務の所管になるんですけども、やはり林務だけの事業の予算ではなかなか抜本的な対策もできないので、できたら土木のほうで見てもらいたいとか、南岸用水に関しても同じような御意見があって、できるだけ土木の担当者の裁量の部分もあると思いますので、解釈を膨らませていただいて対応していただきたいといった、そういうお話があったわけでございますけれども、こういった点につきまして、県としてどのように認識をされ、今後どう取り組んでいかれるのか。また、災害査定を含めた今後のスケジュール等についてお伺いいたします。

津田砂防防災課長

まず、今回の台風 15 号の被害状況を御説明いたします。

今回、先ほどお話ししましたように、現在 176 件、19 億 1,900 万円の被害が出ております。これはあくまでも河川や道路、港湾関係の土木関係の施設災害ということで、これから多少、またお金も変動いたします。

この台風で、例えば、東みよし町の県、また市町村、三好市、東みよし町関係の件数、災害でございますが、県関係で 39 件、3 億 1,150 万。また、三好市では 15 件、1 億 8,550 万、東みよし町では 13 件、6,400 万円と出ております。例えば、河川関係で大藤谷川、東みよし町大藤で 2,500 万円の被害が出ております。

先ほど来、施設災害以外の大きな災害があった場合はどうするのかというお話でございます。お話ございました、やはりまず大きな災害、例えば、地すべりを例にとりますと、災害関連緊急地すべりというのがございます。その中で採択基準はございますが、まずは大きな災害であれば、そういうふうなものを国に持ち込ませて採択していただくような方法。それと、通常の地すべり事業、補助事業でございますが、国の補助をいただいでしていくものもございます。

ただ、これらの災害にのらない場合は、やはり県の実施します県単、また市町村が実施します補助の県単というのがございます。その中で、現在動いていくわけでございます。

先ほどお話がございました加茂山でございます。例えば、地すべりが概成した後、やはり災害が出た後に、それはもう町の負担であるというふうな今回お話があったように聞いております。加茂山に関しましては、非常に規模は現在のところ小さかったとお話を聞いておりますので、町のほうの御尽力で対応していただいたということでございます。

少し加茂山の御説明をさせていただきますと、昭和 62 年から平成 21 年まで、この地域で地すべり対策事業を実施しております。この地域は、加茂山地すべり指定地でございます。該当のございました、先ほど土砂崩れがあった箇所でございますが、ブロックが 10 カ所ぐらいございまして、その一番東端の小さなブロッ

クにかかっているところで、過去に横ボーリング、水の排水の事業を国庫の補助をいただいて実施しております。その箇所かと思います。

過去にこういうふうな横ボーリングや水路工、アンカー工などを実施した地区でございますが、現状、小さな崩壊があったということなんですが、県におきまして、もう少しこの辺の状況等を確認しまして、大きな被害っていうんですか、大きなクラック等、割れがないかどうかを再度確認させていただきまして、今後どういうふうな状況になっているかっていうのを御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

元木委員

ありがとうございます。

私も専門家ではないので、もう解釈等は専門家にお任せしたいんですけども、要するに、できるだけ早い時期に復旧事業にかかっているのを確認しまして、つけ焼き刃の対応ではなくて、根本的に改善したほうが、10年、20年先を考えたときにもいいであろうと判断されたら、できるだけ大きな範囲で改良工事等に入っていたらということを御要望しまして終わります。

丸若委員長

休憩します。(14時46分)

丸若委員長

再開します。(15時03分)

笠井副委員長

樫本委員より台風被害の全般のことについて質問がありましたし、各地区の委員さんより、このたびの台風のことですいろいろな質問がありましたので、私も1点だけ、吉野川橋北岸のアンダーパスについて質問したいと思います。

まず最初に、今年度も非常に台風もあつたり、あるいは異常潮位でアンダーパスが通行禁止になりまして、大体どのくらい通行どめがあつたのか。あるいは、それとあわせて、できたら5年前でも10年前でもいいんですけど、どの程度あつたのか。ちょっと比較ができるような資料があれば、お話いただきたいと思います。

百々道路整備課長

ただいま吉野川北詰めアンダーパスの通行どめの状況ということで御質問をいただきました。

それで、今、手元に16年からデータがございますので、台風と豪雨、また潮位も含まれておりますが、16年に11回、17年1回、18年なし、19年2回、20年なし、21年23回、22年が17回、それで今年度は台風合わせまして23回となっております。

(「激増しとるぞ」と言う者あり)

(「何。暦年。会計年度」と言う者あり)

会計年度です。

笠井副委員長

今、16 年からということで情報いただいたんですけども、これ、地球温暖化のせいですますますふえてきとんだったら、もう 16 年からふえてこないかんのですけども、どうもゼロっていう年 もあったみたいなんで、これは温暖化による影響じゃないなと思います。私も何回か走ったことがあるかもしれませんが、昭和南海以来、毎年 1 センチずつ地盤沈下が起きているということを聞いております。その影響でもないみたいな感じなんで、特にこしは、変な台風で偏西風が蛇行したということで、暑い地区ができたり寒い地区ができたりで、きのうのニュースでもやっておりましたけど、台風の影響でそういうことがあるんかなって、私もニュースを見ながら感じたんですけど、それがたまたま今年度はそういう台風の影響で偏西風が蛇行して、急に寒くなったり急に熱くなったりした影響で、この 23 年、23 回ですか、これは異常なんかな。こしに限ってですよ、と思います。

それで、以前にあそこを改修しようかやいう、たしか私の市議会時代だと思うんですけども、聞いたことがあるんですけども、どうもやまってしまったってということをお聞きしたんですけど、一体なぜあそこを整備する計画がやまったのか、その理由を教えてくださいんですけど。

百々道路整備課長

吉野川北詰めアンダーパスの計画につきましては、今、北岸、南岸ともにアンダーパスがございます。

これについては、昭和 40 年代に自動車交通が増加してきたころに、緊急の渋滞対策という形で、特例的に堤外にアンダーパスを設置したというふうに伺っておりまして、抜本対策としましては、本来、堤内側にアンダーパスをつくるのが本来の形というふうに考えております。

それで、この計画につきましては、まだこれまで具体的に事業化をした経過はないと思いますが、計画としては必要ということで考えております。

以上です。

笠井副委員長

必要という考え方で、やるということではなかったんですね。

そしたら、今度南詰めを見てみますと、南詰めは前もつかとつたんですけども、三十何センチかな、何かかさ上げしまして、今回の台風のときもそんなにつかったような感じではなかったんですけど、北岸は上げてませんけども、なぜ南岸は上げられたんですか、お答えいただけたら。

百々道路整備課長

南岸と北岸の地盤高さ、道路面で約 30 センチか 40 センチほど南岸が高くなっております。これは、南岸につきましては、河川の高水敷、前側にグラウンドがあるという中で設置をしたもので、もともとの河川の形状から高い位置だったというふうに考えております。

それで、つけ加えますと、通行規制の回数も南岸のほうが北岸に比べて、今年度南岸6回ございますが、北岸に比べますと全体としては5分の1程度におさまっているという状況でございます。

以上です。

笠井副委員長

そしたら、南岸が少しでもかさ上げできるっていうんだったら、北岸はかさ上げできないんですか。できないのは、どういうことで北岸に関してはできないんですか。

百々道路整備課長

南岸につきましては、かさ上げといいますか、もともとの地盤が高かったということで、今の状況になってございます。それで、高さでございますが、橋の高さ、けた下高は同じでございます。南岸側は、車道側のクリアランスが今 3.6 メーターで規制をかけております。それで、北側につきましては、今 4.0 メーターで制限をかけております。道路は一般的に建築限界としましては 4.5 メーター以上を確保する必要があります。そうすると、何の制限もないという状態になりますが、北岸につきましては、今のクリアランスの関係ということもございまして、大型車の通行に配慮したという形で制限を今の高さで、それともとの地盤で今の形にしております。

以上です。

笠井副委員長

北岸は大型車に配慮して、南岸は配慮しなくてもいいんですか。何か理由があるんですか。

百々道路整備課長

今もともとのそういう地盤高さに合わせて設置しているというところがございまして、北岸側は今まで4メーター通れておりますので、そういう意味で上げてないというところでございます。

それで、高さにつきましては、規制が北岸側が現在交通量約2万台、1万9,500台ほどございまして、大型車の混入率も北岸側が高いと。これは、規制の程度が結果的にもかもしれませんが、北岸側が大型車の通行量が多いという状況になっております。

以上です。

笠井副委員長

多分、経済対策上、どうしても南岸よりも北岸、大型車両が通るから封鎖することができないという考え方で、本来なら河川敷でありますので、あんなところに道路があつたり、障害物を取り除くのが国交省の指導だと思うんですけども、なかなか新しい道がつかないために経済効果も含めて、あそこを許可しているというふうに仄聞をしているわけなんですけども。

そしたら、どうしてもあそこの道を上げられないということになれば、堤内のほうにアンダーパスみたいな形でやるとか、やる計画とか将来はやるとか、そういうことはないんですか。

百々道路整備課長

昨年、当委員会でも御議論いただきまして、この冠水対策ということで7月末までに実施しました。それは、土のうと止水板という形で仮設的な設置になっておりまして、それがことし、2度の台風、またうねりを伴う波浪等で十分な効果を発揮しなかったということで、今後いろいろな選択肢があろうかと思っておりますので、河川管理者と十分協議しながら、どういったとこまでできるか。改善、工夫の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

笠井副委員長

今私が言ったのは、もちろんあそこが堂々と通れる場所であればいいんですけども、そういう土のうを積んだり、あるいは潮位が低いとき、あるいは台風が来ないときは、またそれを撤去したり、費用が非常にかかる。それだったら、いっそ堤内のほうにアンダーパスをつくったらどうかと質問したんですけど、それは計画にあるのか。もう全くそういう計画はありませんとか、そういうことをお聞きしたいんですけど。

百々道路整備課長

委員御指摘のとおり、堤内側に設置するのが、もうそれが望ましいということで、河川管理者からも常に早くやるようにというふうな指導はいただいておりますが、御存じのように、土地利用は、背後地は既にいろいろ密にされておまして、今のいろいろな事業が進んでいる中で、必要とは考えておりますが、まだそれに手をつける段階には至っておりません。

以上です。

笠井副委員長

揚げ足を取るようなんですけど、まだできないということは将来的にできるって私は感じるんですけども、どうなのでしょう。計画を、そのできる時期が来ればやるということなんですか。

百々道路整備課長

将来的にここで私がやりませんということは、河川管理者に対しても絶対言えませんので、やる予定ということです。

以上です。

納田道路総局長

笠井副委員長さん、あそこの現場を見ていただきますと、ほかの橋梁とちょっと違うことにお気づきになると思います。ほかの橋梁は、戦後建設されたもののがかなり多くございます。ということは、堤防よりも橋の高さがかなり高いというのがほとんど吉野川筋の橋梁でございますが、あそこは御存じのように、昭和3年に橋梁が完成いたしました。橋梁の高さが、まだ堤防よりも低いくらいの位置でございます。ということで、もし、今

の状況で堤内側にアンダーパスをつくりましても、クリアランスが4メートル50 以上とれるかどうかという点もございます。だから、今、百々課長が申ししたのは、今の段階で堤内地につくったとしても、やはり雨が降ったときのポンプの対策であるとかというようなこともございます。

ただ、将来において、かなり将来の話ではあるかも知れませんが、吉野川の橋のつけかえとか、そういうふうな段階でもってすれば、確実に交通の支障のないアンダーパスができるんじゃないかと思います。そういうふうなことも含めての将来的な計画ということです。

笠井副委員長

百々課長に本当に素直な。国交省からのけっというものを、それは言えんと思いますよ。局長の話では、橋自体が低いんだと。だから、低いからできんっていうんだったら、アンダーパスを下げたらいいことですね。で、ポンプつけたらできるんですよ。だから、こういう理由やからできんやいうんなら、何もできんと思います。やっぱり、やる気、あるいは皆さんの頭脳集団で、どうしたらできるんかって。

だから、この道路だけの問題じゃないんですよ、私が言うのは。本当に優秀な方がたくさんおられるんで、道路だけじゃなくて、福祉の面でも教育の面でもすべてのものでこうだからできんと、そういうかたい発想じゃなくて、やっぱりやわらかい発想で、どうしたら県民のためにできるんかと、そういう方向で考えてもらいたい。

予算も非常に厳しいので、なかなか吉野川橋のかけかえっていうのはできないと思いますけれども、ですけど、あの橋も昭和3年だったかな、できて以来随分なってますので、いつかは壊れてかけかえせないかん時期も来るかと思っています。

松崎さん、先ほど代議士が徳島県に予算つけたってできんやうやいうて言よったけど、それは命にかかわることだったら借金をしてもやりますって。代議士にぜひ言うてください。

それから、なぜこういう質問したかというのは、今回本当に非常に交通停滞が起きまして、北環状なんか非常に込んだわけですね。何で込むんだろうなったら、アンダーパスが通れんのに、大型トラックなんか全部来るわけなんですよ。何で来るんか。ひょっとしたら、電光掲示板が見にくいとか、交通情報のですよ、つける位置が悪いんじゃないとか、いろんな要因があると思うんですね。だから、アンダーパスが通れんってわかつたら、そんな大型トラックなんか何で来るんかなって思うわけです。

それで、この道路標識、電光掲示板、一体あの周辺にどのぐらい、そういう電光掲示板が設置されているのか、お聞きしたいと思います。

百々道路整備課長

ただいま、吉野川アンダーパスに関連する通行規制の案内板の設置状況の御質問をいただきました。

それで、県下全体に道路情報板、かなりございますが、今、徳島市周辺、環状線のほぼ内側ということで絞りますと、徳島県管理のものが7基、国交省が6基、あと公安委員会のものが冠水の関係の分だけで言いますと3基ございます。それで、設置位置で言いますと、公安委員会の3基がこの通行規制について、アンダーパス通行規制中という案内を出しております。

それで、具体的な場所としましては、新吉野川橋の南詰めと、あと藍住インターのところ、それから応神町のところ、この3カ所におきまして、冠水と同時に規制開始、また、解除についてもリアルタイムで解除という案内をしておるところでございます。

以上です。

笠井副委員長

今報告があったんですけども、吉野川橋のアンダーパスを通る車両、それが目につくのは3カ所ぐらいなんでしょうか、直接目につくのは。

百々道路整備課長

今あるところは、その3カ所になります。

笠井副委員長

3カ所しかないというから、今回のような大停滞が起きたんじゃないかと思うんです。

例えば、藍住。西のほうから来て、藍住インター通らない大型車両、これが吉野川のアンダーパスが通れないということに気づくようなところに今聞いたら掲示板ないんですね、電光掲示板が。例えば、河川敷にそういう建物をつくったらいかんっていう国交省は指導してるみたいなんですけど、例えば、四国三郎橋の西手側とかあのあたりにあれば、例えば、大型車両が来る途中でも、ああ、これはアンダーパスが通れんのだったら、あそこから曲がろうかというふうに気づいたら、少しは減るんじゃないかと思うんです。大型トラックが一たん来てしまうと、もう道を占領してしまうて、なかなか普通車も巻き込まれてしまうて通れないんです。ですから、せめてそういう大型車両が迂回できる手前に、そういう電光掲示板を設置するっていうことはできないんですか。堤の上で、国交省の堤の上とか、そういうところであってもできないんですか。

百々道路整備課長

堤の上に電光標示板を新たに設けるというのは、ちょっとなかなか構造物を堤に入れるのは河川上の制約があらうかと思います。

それで、今、委員の御指摘のように、わかりやすい、事前の案内がされることによって、少しでも交通渋滞の緩和につながるということは大変重要なことと認識しておりまして、今後簡易な案内といいますか、この通行規制、ことは多うございましたが、年に数回でございますので、そういうものの簡易案内、迂回の案内、そういったものが工夫できるか検討してまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

笠井副委員長

予算が厳しいときで、県が単独でそういう電光掲示板つくればいいんですけども、予算が厳しいと。いつもかもそういうことがありませんので、今、課長がおっしゃったように、そのときだけでも迂回できるような案内

板ですね。とにかく大型車両が曲がる前に気づくようにしないと、一たん入ってしまうと回るところないんですね、なかなか。だから、早くそういう検討をされて、少しでも交通緩和ができるように要望して終わります。

丸若委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

扶川委員

第13号議案の平成23年度県営都市計画事業費に対する受益市町村負担金については、先ほど議論しました鉄道高架の徳島市の負担分が入っているそうでございますので、反対です。

丸若委員長

それでは、県土整備部関係の議案第13号については異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りします。

ただいま採決いたしました議案第13号を除く県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号を除く県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第13号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第7号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表をごらんください。

初めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

まず、徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート4面等の施設を順次供用し、現在は平成25年の全日本レディースソフトテニス大会の開催に向け、残るテニスコート4面につきまして、平成24年度中の完成供用を目標に整備を進めております。

陸上競技場の整備につきましては、その整備手法について十分検討をするとともに、地元阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「富岡港内及び航路筋浚渫について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

本件につきましては、港湾管理者としましては、岸壁や物揚げ場等、港湾施設が安全・安心に利用できるよう、航路等における水深が適正に確保されていることが重要であると認識しております。

これまでも県管理の港湾につきましては、それぞれの現地の状況を十分把握した上で、計画的なしゅんせつ工事を行ってきたところであります。富岡港につきましては、今年度しゅんせつ量や処理場所等の検討を行うための現地調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号「県道鳴門池田線の道路側溝及び排水路の現状回復について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

本件につきましては、県道鳴門池田線の当該区間が昭和40年代に建設供用され、道路の排水を処理するための排水施設が設置されました。その後、昭和50年代に道路南側の隣接する民有地が道路の高さまで埋め立てされたため、南側側溝はのりじりから現在の位置に設置したものです。

本件につきましては、提出者から過去同様の趣旨により訴訟が提起されており、平成13年の判決の中で施設が適切に管理されていること、道路施設に伴う水害発生的事实は認定できないこととの判断が下されております。

なお、現在の排水施設は適切に管理を行っております。

以上でございます。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続すべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 11 号「JR四国等の税制特例措置について」及び請願第 12 号の計2件について理事者から一括して説明いただいた後、一括してお諮りいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上の2つについて、理事者の説明を求めます。

海野政策監補

11 号、12 号の本件につきましては、JR四国等への税制特例措置につきまして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減は平成 23 年度末までの措置となっております。また、鉄道用車両の動力源に供する軽油については平成 21 年度の税制改正におきまして、軽油引取税が目的税から普通税へと移行されましたが、平成 23 年度末まで課税免除とする措置がとられています。来年度以降の措置につきましては、今後、政府税制調査会等において議論されるものと考えております。

以上でございます。お願いいたします。

丸若委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

それでは、以上の2件については採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、以上の2件については採択すべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま採択すべきものと決定いたしました請願第 11 号及び請願第 12 号の計2件については、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。この際、以上の2件の請願の趣旨を踏まえ、徳島県議会会議規則第 14 条第2項の規定に基づき、県土整備委員長名で意見書案を議長あて提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第3号、請願第4号

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第 11 号、請願第 12 号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって県土整備委員会を閉会いたします。(15 時 34 分)